

官報号外

平成二十九年十二月五日

○第一百九十五回 衆議院会議録 第七号

平成二十九年十二月五日(火曜日)

議事日程
平成二十九年十二月五日
午後一時開議

第一 旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 特定ファブリノゲン製剤及び特定血液凝固IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

第三 一般職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

第四 特別職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

第五 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 特別職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

第七 一般職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

第八 旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 特定ファブリノゲン製剤及び特定血液凝固IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案(古屋圭司君外十八名提出)

日程第一 旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 特定ファブリノゲン製剤及び特定血液凝固IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

日程第三 一般職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

日程第四 特別職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

日程第五 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 特定ファブリノゲン製剤及び特定血液凝固IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 一般職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

日程第九 旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 特別職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

日程第十一 一般職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

日程第十二 旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十三 特別職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

日程第十四 一般職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

日程第十五 旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十六 特別職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

日程第十七 一般職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

日程第十八 旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十九 特別職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

日程第二十 一般職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

日程第二十一 旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十二 特別職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

日程第二十三 一般職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

日程第二十四 旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十五 特別職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

日程第二十六 一般職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

日程第二十七 旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十八 特別職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 午後二時二分開議
議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○田野瀬太道君 古屋圭司君外十八名提出、北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君) 田野瀬太道君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

○議長(大島理森君) 北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案(古屋圭司君外十八名提出)

○議長(大島理森君) 北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案を議題といたします。

○議長(大島理森君) 提出者の趣旨弁明を許します。古屋圭司君。

○議長(大島理森君) 北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案(議院運営委員長提出)

○議長(大島理森君) 北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案(本号末尾に掲載)

我が国を初めとする国際社会に対する重大かつ明白な挑戦であり、断じて容認することはできません。また、先月十五日には、横田めぐみさんの拉致から四十年の歳月が過ぎました。拉致被害者御本人及び御家族の方々が高齢化していく中、拉致問題の解決は我が国にとり最重要かつ緊急の課題であり、拉致被害者全員の一日も早い帰国を実現するために最大限の努力を尽くさなければなりません。以下、案文の朗読をもちまして趣旨の説明にかえさせていただきます。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案

十一月二十九日、北朝鮮は、一発の弾道ミサイルを発射し、青森県西方約二百五十キロの日本海上の我が国の排他的経済水域内に落下しました。北朝鮮による累次の弾道ミサイル発射や六度目となる核実験の強行を受けて、先般、北朝鮮に対して格段に厳しい制裁措置を講ずる強力な国連安保理決議第三三七五号が採択されたにもかかわらず、十一月二十九日の朝鮮民主主義人民共和国「政府」声明において、金正恩国務委員長は国家核武力完成の歴史的大業、ロケット強国への偉業を実現したと宣言し、核・ミサイル開発を放棄する意思を一切示していない。また、今回の発射は、国際社会の一致した平和的解決への強い意思を踏みにじり、一連の国連安保理決議及び日朝平壤宣言に違反するとともに、六者会合共同声明の趣旨に反するものであり、断じて容認できない。加えて、平成六年の米朝間の「合意された枠組」をはじめ、多数の国際社会との約束が反故にされた過去の事実に鑑みれば、国際社会全体で北朝鮮に対し最大限の圧力をかけ、北朝鮮の側から対話を求めてくる状況を作らなければならない。

北朝鮮は、国際社会からのたび重なる抗議、警告にもかかわらず、去る十一月二十九日に、またしても、ICBM級と見られる弾道ミサイルを発射し、我が国の排他的経済水域内に落下させました。北朝鮮がこのような暴挙を繰り返すことは、

北朝鮮の核・ミサイル開発はこれまでにない重大かつ差し迫った脅威であり、本院は北朝鮮に対し厳重に抗議し、強く非難する。さらに、更なる挑発行動を控え、核・弾道ミサイル開発計画を直ちに放棄するよう強く求める。

国際社会は、国連安保理決議等を踏まえ、結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきである。政府においては、国連加盟国に対し、これまでの国連安保理決議に基づく制裁措置の完全な履行を実現するよう働きかけを一層強化しつつ、新たな安保理決議の採択を含め、米国、韓国、中国、ロシア等関係各国と緊密に連携し、北朝鮮に対する一層厳格で実効的な措置を取るよう求めるべきである。

さらに、政府は、国民の生命と財産、我が国の領土・領海・領空を守るべく、不測の事態に備え、我が国の防衛に万全を期すとともに、緊急時における国民に対する一層正確かつ迅速な情報伝達や、広報や訓練の実施等を通じた国民の安全を守るために周知に努めるべきである。北朝鮮による核・弾道ミサイル開発計画の即時放棄、そして最重要課題である拉致問題については被害者全員の即時帰国を実現すべく、政府は総力を挙げて努力し、もって国民の負託に応えるべきである。

右決議する。

以上であります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。(拍手)

この際、内閣総理大臣から発言を求められてお

ります。これを許します。内閣総理大臣安倍晋三君。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいまの御決議への所信を申し述べます。

十一月二十九日、北朝鮮が新型と見られるICBM級のミサイルの発射を强行したことは、国際社会の平和的解決への強い思いを踏みにじるもので、北朝鮮が再びこのような暴挙を行つたことは、断じて容認できません。

我が国は、直ちに、北朝鮮に対し厳重に抗議し、米国、韓国とともに安保理緊急会合の開催を要請しました。今回のミサイル発射は、累次の安保理決議及び日朝平壤宣言に違反し、六者会合共同声明の趣旨にも反するものです。各安保理メンバーより、北朝鮮のミサイル発射に対し、強い非難の声明がありました。

私は、トランプ大統領及び文在寅大統領とそれぞれ電話会談を行い、北朝鮮に対する一層の圧力強化、中国のさらなる役割の懲罰、安保理等における緊密な連携につき一致しました。

今回のミサイル発射により、北朝鮮が一貫して核・ミサイル開発を追求していることが明白となりました。北朝鮮が、一九九四年の松組み合意、二〇〇五年の六者会合共同声明を時間稼ぎの口実に使い、核・ミサイル開発を進めてきたとの反省を踏まえれば、北朝鮮とは対話のための対話では意味がありません。北朝鮮に、完全、検証可能な方法で、核・ミサイル計画を放棄させることができます。

北朝鮮に政策を変えさせるため、いかなる挑発行動にも屈することなく、毅然とした外交を展開し、国際社会で一致結束して北朝鮮への圧力を最大限に高め、北朝鮮の方から対話を求めてくる状況をつくつていなければなりません。この方針

文在寅大統領と確認しました。

我が国としては、日米、日米韓で協力し、中

國、ロシアを含む関係国とも緊密に連携しながら、国連安保理決議の完全な履行等を全ての国連加盟国に強く働きかけてまいります。

今月、我が国は安保理議長国に就任し、十五日には北朝鮮問題に関する安保理閣僚級会合を主催します。このような行動を通じて、国際社会の取り組みを主導するとともに、我が国独自の措置の実施を徹底してまいります。

政府としては、発射後、直ちに、ミサイルの動きを完全に把握し、危機管理に万全の態勢をとりました。引き続き、強固な日米同盟のもと、高度の警戒態勢を維持するとともに、国民に適時適切な情報提供を行い、我が国の平和と安全の確保、国民の安全、安心の確保に万全を期してまいります。

拉致問題は安倍内閣の最重要課題です。全ての拉致被害者の御家族が御自身の手で肉親を抱き締める日まで、私の使命は終わりません。私が司令塔となつて、北朝鮮に対する国際社会の圧力をしたことしつつ、北朝鮮に拉致問題の早期解決に向けた決断を迫つてまいります。

ただいまの御決議の趣旨を体し、核・ミサイル、そして何よりも重要な拉致問題の解決に向け、全力を尽くしてまいります。(拍手)

〔高鳥修一君登壇〕

○議長(大島理森君) 日程第一とともに、日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。第一に、旅館業の営業種別について、ホテル営業及び旅館営業を統合し、旅館・ホテル営業とする」と、

日程第一 旅館業法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第二 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染
被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案
(厚生労働委員長提出)

日程第三 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染
被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案
(厚生労働委員長提出)

日程第四 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染
被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案
(厚生労働委員長提出)

旅館業法の一部を改正する法律案及び同報告書
特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○議長(大島理森君) 日程第一とともに、日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。第一に、旅館業の営業種別について、その主な内容は、衛生及び国民生活の向上に寄与するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、第一に、旅館業の営業種別について、ホテル営業及び旅館営業を統合し、旅館・ホテル営業とする」と、

両案は、去る十一月三十日本委員会に付託され、翌十二月一日上川法務大臣から提案理由の説明を聴取し、本日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論、採決の結果、いずれも賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 両案を一括して採決いたしました。

両案の委員長の報告はいづれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○田野瀬太道君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出 競馬法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○田野瀬太道君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

内閣提出 競馬法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君) 田野瀬太道君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 競馬法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長伊東良孝君。

競馬法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○田野瀬太道君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○伊東良孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における地方競馬主催者の厳しい事業収支の状況に鑑み、地方競馬全国協会が行う地方競馬の活性化のための業務等に必要な資金を確保するため、平成二十九年度までとされている地方競馬全国協会の勘定間の繰り入れの措置及び平成二十九年十二月末までとされている日本中央競馬会から資金を交付する措置の期限を五年間延長するものであります。

本案は、去る十一月二十九日本委員会に付託され、翌三十日齋藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、本日、質疑を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長寺田稔君。

○寺田稔君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○寺田稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保謢委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するものであります。

本案は、去る十一月三十日本委員会に付託され、翌十二月一日小野寺防衛大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。本日、質疑を行い、採決を行いました結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○寺田稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保謢委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するものであります。

本案は、去る十一月三十日本委員会に付託され、翌十二月一日小野寺防衛大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。本日、質疑を行い、採決を行いました結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔本号末尾に掲載〕

古屋圭司君。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(大島理森君) 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長古屋圭司君。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○伊東良孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における地方競馬主催者の厳しい事業収支の状況に鑑み、地方競馬全国協会が行う地方競馬の活性化のための業務等に必要な資金を確保するため、平成二十九年度までとされている地方競馬全国協会の勘定間の繰り入れの措置及び平成二十九年十二月末までとされている日本中央競馬会から資金を交付する措置の期限を五年間延長するものであります。

本案は、去る十一月二十九日本委員会に付託され、翌三十日齋藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、本日、質疑を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長寺田稔君。

○寺田稔君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○寺田稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保謨委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するものであります。

本案は、去る十一月三十日本委員会に付託され、翌十二月一日小野寺防衛大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。本日、質疑を行い、採決を行いました結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○伊東良孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における地方競馬主催者の厳しい事業収支の状況に鑑み、地方競馬全国協会が行う地方競馬の活性化のための業務等に必要な資金を確保するため、平成二十九年度までとされている地方競馬全国協会の勘定間の繰り入れの措置及び平成二十九年十二月末までとされている日本中央競馬会から資金を交付する措置の期限を五年間延長するものであります。

本案は、去る十一月二十九日本委員会に付託され、翌三十日齋藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、本日、質疑を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

一、去る十一月三十日、総務委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事

井上 信治君

池田 道孝君

原田 壱治君

武内 則男君

高木 陽介君

奥野 総一郎君

橋慶一郎君

務台 俊介君

正義君

品子君

北川 知克君

新谷 土屋

矢上 赤羽

一嘉君

鶴淵 生方

幸夫君

洋子君

金子 万寿夫君

田中 良生君

盛山 正仁君

小宮山 泰子君

閑 芳弘君

武村 展英君

柿沢 未途君

理 事

理事

官 報 (号 外)

平成二十九年十二月五日

衆議院會議錄第七号

議長の報告

予算委員		一、去る十一月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
辞任	補欠	長妻	吉川 康君
あべ 俊子君	木村 弥生君	松平 浩一君	渡辺 博道君
金田 勝年君	井野 俊郎君	早稻田夕季君	岡本あき子君
平井 韶也君	牧島かれん君	伊藤 俊輔君	大西 健介君
岡本あき子君	川内 博史君	石田 祝稔君	小熊 慎司君
山内 康一君	宮川 伸君	伊佐 進一君	山内 康一君
井出 康生君	綠川 貴士君	高木 錬太郎君	吉川 康君
牧島かれん君	今井 雅人君	内川 博史君	内川 博史君
遠藤 修二君	浅野 哲君	堀内 周君	堀内 周君
後藤 祐一君	長島 昭久君	和田 義明君	和田 義明君
藤野 富修君	下地 幹郎君	宮川 周君	宮川 周君
小熊 優司君	宮本 岳志君	石川 香織君	石川 香織君
山内 康一君	今井 雅人君	堀内 周君	堀内 周君
井野 裕君	高木 錬太郎君	日吉 雄太君	日吉 雄太君
木村 弥生君	金田 勝年君	長谷川嘉一君	長谷川嘉一君
堀内 博史君	あべ 俊子君	周君	周君
内川 博史君	平井 韶也君	岡本あき子君	岡本あき子君
高木 錬太郎君	岡本あき子君	山内 康一君	山内 康一君

古川 康君 渡辺 博道君
長妻 昭君 岡本あき子君
松平 浩一君 落合 貴之君
早稲田夕季君 山内 康一君
浅野 哲君 大西 健介君
伊藤 俊輔君 小熊 慎司君
石田 祝稔君 伊佐 進一君
一、去る十一月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名

浅野	哲君	小熊	慎司君
今井	雅人君	稻富	修二君
長島	昭久君	後藤	祐一君
緑川	貴士君	井出	庸生君
宮本	岳志君	藤野	保史君
下地	幹郎君	遠藤	敬君

官 報 (号 外)

(質問書提出) 一、去る十一月二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 主意書は次のとおりである。 I型糖尿病患者の障害基礎年金の「打ち切り」に関する質問主意書(大西健介君提出) 雇用関係助成金の共通要件に関する再質問主意書(初鹿明博君提出) 一、去る十一月二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 主意書は次のとおりである。 北九州市の産業振興に関する質問主意書(城井崇君提出) 北九州空港の機能拡充と利用促進に関する質問主意書(城井崇君提出) 暴力団対策の推進に関する質問主意書(城井崇君提出) プラマイマリーバランスを黒字化してアルゼンチンはデフォルトになつたという安倍総理の発言に関する質問主意書(初鹿明博君提出) 内閣官房参与に関する質問主意書(初鹿明博君提出) 働き方改革実行計画の概要に関する質問主意書(岡本充功君提出) 東京外かく環状道路に関する再質問主意書(宮本徹君提出) 一、去る十一月二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 北朝鮮軍兵士の亡命事件の法的意味に関する質問主意書(逢坂誠二君提出) 会計検査院法第三十条の三の規定に基づく報告書に対する政府の責務に関する質問主意書(逢坂誠二君提出) 国際儀礼(プロトコール)における同性パートナーの取り扱いに関する質問主意書(大西健介君提出) 子どもを四人以上産んだら表彰するという提案に関する質問主意書(初鹿明博君提出) 一、去る十一月二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
--

(質問書提出) 一、去る十一月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 國賓の同性パートナーが宮中晩餐会に出席することに関する質問主意書(初鹿明博君提出) 「科学的特性マップに関する意見交換会」に係る原子力発電環境整備機構による広報業務の委託に関する質問主意書(初鹿明博君提出) 一、去る十一月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 主婦の同性パートナーが宮中晩餐会に出席することに関する質問主意書(初鹿明博君提出) 異常行動に関する質問主意書(大西健介君提出) 両親がともに外国籍の子の出生届の記載に関する質問主意書(大西健介君提出) 一、去る十一月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 主婦の同性パートナーが宮中晩餐会に出席することに関する質問主意書(初鹿明博君提出) 異常行動に関する質問主意書(大西健介君提出) 両親がともに外国籍の子の出生届の記載に関する質問主意書(大西健介君提出) 一、去る十一月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 主婦の同性パートナーが宮中晩餐会に出席することに関する質問主意書(初鹿明博君提出) 異常行動に関する質問主意書(大西健介君提出) 両親がともに外国籍の子の出生届の記載に関する質問主意書(大西健介君提出)
--

(質問書提出) 一、去る十一月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 主婦の同性パートナーが宮中晩餐会に出席することに関する質問主意書(初鹿明博君提出) 異常行動に関する質問主意書(大西健介君提出) 両親がともに外国籍の子の出生届の記載に関する質問主意書(大西健介君提出) 一、去る十一月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 主婦の同性パートナーが宮中晩餐会に出席することに関する質問主意書(初鹿明博君提出) 異常行動に関する質問主意書(大西健介君提出) 両親がともに外国籍の子の出生届の記載に関する質問主意書(大西健介君提出) 一、去る十一月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 主婦の同性パートナーが宮中晩餐会に出席することに関する質問主意書(初鹿明博君提出) 異常行動に関する質問主意書(大西健介君提出) 両親がともに外国籍の子の出生届の記載に関する質問主意書(大西健介君提出)

質問 第三号	公文書管理ガイドラインの見直し案でいう行政文書の該当性に関する質問主意書	提出者 逢坂 誠二
平成二十九年十一月十日提出	公文書管理ガイドラインの見直し案でいう行政文書の該当性に関する質問主意書	提出者 逢坂 誠二
十一月八日、内閣府は、公文書を管理する際の基準になるガイドラインの見直し案を公文書管理制度に示した。見直し案では、「行政文書」の該当性は、文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、保存又は廃棄の状況等を総合的に考慮して実質的に判断される」との留意事項(「本留意事項」という)が新設された。	公文書管理ガイドラインの見直し案でいう行政文書の該当性に関する質問主意書	提出者 逢坂 誠二
一、公文書等の管理に関する法律第二条第四項によれば「行政文書」とは、すなわち、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び电磁的記録電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。」であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの(ただし、次に掲げるものを除く。一、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの、二、特定歴史公文書等、三、政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの)であり、公文書等の管理に関する法律第二条第一項のいうところの「行政機関」で、公文書等の管理に関する法律第一条第四項の規定によって作成もしくは取得等がなされた文書は、	公文書管理ガイドラインの見直し案でいう行政文書の該当性に関する質問主意書	提出者 逢坂 誠二

平成二十九年十二月五日 衆議院会議録第七号

議長の報告

全て行政文書に該当するとの理解で良いか。政府の見解を示されたい。また例外があるとすれば、それを明示願いたい。

(平成二十一年法律第
二から四までにつき
規定は、同法上、「
ある。

二が心因症では、一にて

すると判断された行政文書と、公文書等の管理に関する法律第二条で規定する「行政文書」とが必ずしも一致せず、行政文書の範囲が狭まるおそれがある。これについて政府の見解を示されたい。

おいて、公文書等の管理に関する優れた識見を有する公文書管理委員会の委員の意見を踏まえながら、行政文書の管理に関するガイドライン（平成二十三年四月一日内閣総理大臣決定）の見直しについて検討を進めているところである。

【】公文書等の管理に関する法律の規定する「行政文書」の対象範囲を狹める本留意事項は、公文書等の管理に関する法律に反する違法な規定ではないか。政府の見解を示されたい。

【】一から三を踏まえると、本留意事項はガイドラインの見直し案から削除すべきである。政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十九年十一月十日提出
質問 第三回号
安倍首相のトランプ米国大統領とのゴルフ中の映像についての削除依頼に関する質問主意書

内閣衆質一九五第三三号
平成二十九年十一月二十一日
内閣總理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出公文書管理ガイドラ
インの見直し案でいう行政文書の該当性に関する
質問に対する答弁書

安倍首相のトランプ米国大統領とのゴルフ中の映像についての削除依頼に関する質問主意書

る質問に対し
〔別紙〕
衆議院議員逢坂誠一君提出公文書管理ガイド
ラインの見直し案でいう行政文書の該当
別紙答弁書を送付する。

ト上に拡散している。

この映像に関して、一部メディアが「官邸側は削除依頼を繰り返しているようですが、クリックされると自動的に投稿される」として、インター

性に関する質問に対する答弁書について
御指摘の「公文書等の管理に関する法律第二
条第四項の規定」によって作成もしくは取得等が
なされた文書の意味するところが明らかでは
ないため、お尋ねについてお答えすることは困
難である。なお、公文書等の管理に関する法律

二　官邸が削除依頼をしたという事実はあるか。
一　場合に、仮に、削除依頼をしたことが事実である
場合はその理由を明らかにされたい。
二　政府がテレビ局に対し、この映像を使わな
いように働きかけたり、削除依頼を行うよう求
めません」と報じているが、

めたことがあるか。ある場合には、同じくその

らは困惑の声が上がっている。家庭的な環境で育てるという理念には賛同するが、実現のハードルが高すぎて、数合わせに走れば、現場が混

話するのではないかと考えるかの見解を明らかにされたい。

平成二十九年十一月二十一日
内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿

里親へ」という考え方の中で、児童心理治療施設をどうする方針が明らかにされた。

ノンペ里大統領との「ゴルフ中の映像についての削除依頼に関する質問に対する答弁書

平夙二十九年十一月二十一

平成二十九年十一月十日提出
質問第三五号
「新たな社会的養育ビジョン」に関する質問主意書

別紙

「新たな社会的養育ビジョン」に関する質問

書

厚生労働省は、「新たな社会的養育の在り方に關する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」（以下、「新ビジョン」）をとりまとめ公表したが、これについて

二について

一についてで述べたとおり、新ビジョンを踏まえた具体的な対応については専門委員会において議論しているところであるが、お尋ねについては、御指摘のような意見があることも参考にしながら、専門委員会における議論の結果を踏まえて検討してまいりたい。

平成二十九年十一月十三日提出
質問 第三六号

第四回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会における電気事業連合会の報告に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

第四回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会における電気事業連合会の報告に関する質問主意書

平成二十九年十月、大手鉄鋼メーカー・神戸製

鋼所がアルミ製品や銅製品の一部で強度などのデータを改ざんしていた問題で、東京電力の福島第二原発に納入された交換用の配管でも寸法の記録が改ざんされていたことが明らかになつた。

これを受けて、十一月九日の原子力規制委員会の「第四回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会」（「本意見交換会」という。）で、電気事業連合会の報告「神戸製鋼所のデータ改ざん問題に関する事業者の対応状況について」（「本報告」という。）が提出された。

本報告について疑義があるので、以下質問する。

一本意見交換会で、原子力規制委員会の山中伸介委員は、報告を求めたのは、当該事業者が運用している原子力施設の安全上重要な部分で神戸製鋼所の製品が使われてないかどうかであ

り、不正が行われたことが確認された神戸製鋼

所（関連会社含む）製品が用いられているかどうかではなく、その答えがないとして、本報告について、「非常に不満足」としたことは事実か。

二一に関連して、再度報告をやり直さるべきではないか。政府の見解を示されたい。

三 本報告は、原子力規制委員会からの文書による指示によるものではなく、口頭によるもので

あると承知している。こうした原子力規制委員会の本来の意図と異なる報告が提出される懸念を払拭するため、原子力規制委員会は、原子力施設を保有する事業者に、安全上重要な部分を指定した上で、その部分での神戸製鋼所（関連会社を含む）の製品の使用の有無を調査し、ど

この工場でいつ製造されたのか具体的に報告するよう、文書による指示を出すべきだと思うが、政府の見解を示されたい。

四 本報告では、「神戸製鋼所においては、二〇一六年九月から二〇一七年八月の間に出荷した製品の自主点検・緊急監査による調査を概ね終了し、不適合製品を納入した会社に連絡し、安

全性確認を進めている」と示されているが、神戸製鋼所による製品のデータ改ざんは約四十年前まで遡るとの報道もある。従つて、二〇一六年九月から二〇一七年八月の間に出荷した製品の自主点検・緊急監査による調査だけでは全く不十分ではないか。政府の見解を示された

内閣衆質一九五第三六号

平成二十九年十一月二十一日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出第四回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会における電気事業連合会の報告に対する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出第四回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会における電気事業連合会の報告に対する質問に対する答弁書

一について

平成二十九年十一月九日に開催された第四回主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との意見交換会（以下「本意見交換会」という。）において、山中原子力規制委員会委員が「電気事業連合会の報告について、「非常に不満足」と発言したことは事実である。

二及び三について

原子力規制庁は、平成二十九年十月三十一日に、電気事業連合会に対し、本意見交換会において株式会社神戸製鋼所、株式会社コベルコマテリアル銅管、神鋼メタルプロダクツ株式会社等（以下「神戸製鋼所等」という。）の製品が実用発電用原子炉の安全上重要なバウンダリ（以下「バウンダリ」という。）に使用されているか否かについての実用発電用原子炉の設置者自らによる調査の実施状況を説明するよう口頭で依頼した。これを受け、本意見交換会においては、

平成二十九年十一月十三日提出
質問 第三七号

質問主意書

平成二十九年十一月十三日提出
質問 第三七号

質問主意書

政府としては、引き続きバウンダリにおける

神戸製鋼所等の製品の使用状況の確認が必要と考えていることから、原子力規制庁において、本意見交換会の後、平成二十九年十一月十四日までに、まずは実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）等への適合性が確認され再稼働した実用発電用原

子炉の設置者である関西電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社から、御指摘の点も含め、バウンダリ等における神戸製鋼所等の製品の使用状況に係る調査の実施状況について報告を受けているところであり、今後、これら以外の実用発電用原子炉の設置者からも、神戸製鋼所等の製品の使用状況に係る調査の実施状況について報告を受けることとしており、御指摘の「文書による指示」を行う予定はない。

四及び五について

御指摘の「二〇一六年九月から二〇一七年八月の間に出荷した製品」に限らず、バウンダリ等に神戸製鋼所等の製品が使用されているかどうかについては、実用発電用原子炉の設置者が調査を実施していると承知している。

また、神戸製鋼所等のデータの改ざんが行われたことが確認された事業所の製品の使用状況について、再処理の事業を行う日本原燃株式会社が行っている調査の報告を求めている。

平成二十九年十一月十三日提出
質問 第三七号

質問主意書

平成二十九年十一月十三日提出
質問 第三七号

質問主意書

女性の体に当てはまらない体を持つ人々」とされているに過ぎない。一九五〇年代以降、医学では

「できるだけ早い時点でノーマルな男性もしくは女性に見えるように外科手術をほどこして、本人にはできるだけ事実を教えないのがその子のためである」と考えられてきたが、海外における裁判所の判断に見られるように、第三の性そのものを法的に認め、政府が第三の性である人々が社会生活を営みやすいような措置を取るべきであるという認識が高まっている。

このような第三の性についての政府の取り組みを確認したいので、以下質問する。

一 現行の法制度において、第三の性を配慮したもののは存在しているのか。政府の見解を示されたい。

二 わが国において、第三の性に該当する者はどの程度であると考えているのか。政府の把握しているところを示されたい。

三 戸籍法第十三条では、「戸籍には、本籍の外、戸籍内の各人について、左の事項を記載しないことと定められた。」
一 氏名 二 出生の年月 日 三 戸籍に入った原因及び年月日 四 実父母の氏名及び実父母との続柄 五 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄 六 夫婦については、夫又は妻である旨 七 他の戸籍から入つた者については、その戸籍の表示

示 八 その他法務省令で定める事項」と規定されているが、性別の明示がない。現行の戸籍法の規定では第三の性に対応することは可能であると考えてよいか。

四 三に関連して、戸籍法第十三条の規定する「記載しなければならない」「事項」において、
「四 実父母の氏名及び実父母との続柄」に具体的に、長男あるいは長女などと記載されることで、事実上性別が明示されると思料する。この当該事項に関して、例えば性別を排した長子、

二子と記載することは可能か。政府の見解を示されたい。

五 第三の性を認めるることは、社会や医学の問題にとどまらず、人権問題に他ならないという見解があるが、これに対する政府の見解を示されたい。

六 ドイツの憲法裁判所の判断や海外における裁判所の判断を受け、政府は第三の性の存在を現行の法制度に整合させるための検討をはじめるべきではないか。見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九五第三九号

平成二十九年十一月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出第三の性に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出第三の性に関する質問に対する答弁書

一から三まで、五及び六について
お尋ねの「第三の性」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について
戸籍は、民法(明治一九年法律第八十九号)上の親族的身分関係を正確かつ明確に登録しているが、性別の明示がない。現行の戸籍

公証することを目的とする制度であるところ、同法は、男女の性別があることを前提としていることから、戸籍において、戸籍法(昭和二十一年法律第二百二十四号)第十三条第四号及び第五号に規定する「続柄」として、男か女かを区別することができるようにしておく必要がある。

五について
内閣衆質一九五第四〇号

平成二十九年十一月二十四日

内閣衆質一九五第四〇号

平成二十九年十一月二十四日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大西健介君提出消防職員採用時の色覚検査に関する質問に対する答弁書

平成二十九年十一月十五日提出
質問 第四〇号

消防職員採用時の色覚検査に関する質問に対する答弁書

書

提出者 大西 健介

〔別紙〕

衆議院議員大西健介君提出消防職員採用時の色覚検査に関する質問に対する答弁書

書

(平成十三年厚生労働省令第百七十二号)による労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の改正により、雇入れ時の健康診断における色覚検査の義務付けが廃止された。

一方、消防業務は、消防活動、危険物の取扱い、傷病者の搬送、人命の救助等において、迅速かつ正確な判断が必要とされており、こうした現場においては、色が重要な判断要素となる場合もあることから、消防職員採用時に色覚検査を実施している消防本部があるものと承知している。

消防職員採用時の色覚検査の実施及びその結果の取扱いについては、当該改正の趣旨を踏まえるとともに、消防業務の特性、各消防本部の実情等も勘案した上で、各消防本部において適切に判断すべきものと考える。

消防職員としての職務遂行上、色覚検査を行う必要があるのか。

二 実際に、消防職員採用時に色覚検査を行っている事例が散見される中、まず、全国の実態を把握すべきではないか。

三 仮に必ずしも必要がないにもかかわらず、消防職員採用時に色覚検査が広く行われている実態があるとすれば、改めるよう措置を講ずるべきではないか。

右質問する。

平成二十九年十一月十五日提出
質問 第四一一号

米国大統領を招いての晩餐会への野党党首の招待に関する質問主意書

書

米国大統領を招いての晩餐会への野党党首の招待に関する質問主意書

の招待に関する質問主意書

先のトランプ米国大統領訪日時の晩餐会に関して、共産党の志位委員長は、ソイツタード安倍政権の姿勢を次のように批判した。
「かつての自民党政権は、外国首脳来日のさいの首相主催の晩餐会に、野党党首も招待し、超党派でもてなしたものだった。私も招待があったとき

は必ず参加した。米国のブッシュ大統領と挨拶、ツーショットの写真を撮ったこともある。それが安倍政権になつて一切なくなつた。これも見直しの方がよいと思う。」

安政政權になつて、野党党首を招待しなべ

なつたというのは事実か。

——仮に事実である場合には見直しを行つた

二 また、このような批判を受けて、今後、見直

しを行つつもりがあるか。
石原問うる。

— — — — —

内閣衆質一九五第四一号

平成二十九年十一月二十四日

衆議院議長
大島 理森殿

衆議院議員大西健介君提出米国大統領を招いて

の晩餐会への野党党首の招待に関する質問に対

別紙

衆議院議員大西健介君提出米国大統領を招

いての晩餐会への野党党首の招待に関する
眞理二博士の答弁

二二三までについて

御指摘の如きが、安倍政権はなつて、野党党首を招待しないつて、どうかう事実はない。

卷之三

平成二十九年十一月十六日提出

自殺志願者へのSNS上の公的相談窓口の現状に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

卷之三

の現状に関する質問主意書

十月末に神奈川県座間市で九人の遺体が見つ

平成二十九年十一月五日 衆議院会議録第七号

議長の報告

かつた事件では、被害にあつた方々がTwitterを通じて逮捕された被疑者に相談を持ちかけた」とがきつかけになつたと承知している。これに関連して、Twitter Japan は、十一月三日、「Twitter ルールを更新しました。『写実的な暴力描写および成年向けに該当するコンテンツ』、『暴力および身体的危険』内の「自殺や自傷行為部分などにおいて、違反となること』や「Twitter が行うこと』を明確にし』たと公表した。

政府は、十一月十日、当該事件を受け、首相官邸で関係閣僚会議を開催した。年内をめどと再発防止策を取りまとめる方針を公表し、Twitter の規制などを検討すること等が公表された。

他方、公的な自殺相談窓口のほとんどは若者が通常のコミュニケーションに使用しない電話に偏つており、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上に公的な自殺相談窓口があれば、当該事件は防げたのではないかという指摘がある。

このようないかん視点で政府の方針を確認したいので、以下質問する。

一 現在、公的な自殺相談窓口として、SNSによるものは存在しているのか。

二 現在、公的な自殺相談窓口として、面談によるもの、電話によるもの、SNSによるものはどのような体制になっているか。

三 総務省の公表している平成二十八年の情報通信メデイアの利用時間と情報行動に関する調査報告書によれば、二十歳代の平日一日のコミュニケーション系メデイアの利用時間は、SNS が約六十分、メールが約二十六分、ネット電話が約十六分、音声電話が約四分であるが、このような政府自身が行つた調査報告書があるにも関わらず、公的な自殺相談窓口として対応されているのは音声電話のみであるという理解でよい。

三に関連して、二十歳代の平日一日のコミュニケーションに使用しない電話に偏っており、SNS上に公的な自殺相談窓口が設置されていれば、座間市で起きた当該事件は防げたのではないか。政府の見解を示されたい。

五 公的な自殺相談窓口は若者が通常のコミュニケーションに使用しない電話に偏っており、SNS上に公的な自殺相談窓口が設置されていれば、座間市で起きた当該事件は防げたのではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆賀一九五第四二号

平成二十九年十一月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出自殺志願者へのSNS上での公的相談窓口の現状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出自殺志願者へのSNS上での公的相談窓口の現状に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「公的な自殺相談窓口」の意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難であるが、国、地方公共団体等により様々な自殺対策関連の相談窓口が設置されており、その中には、SNSによる相談を受けているものもあると承知している。

四について

お尋ねの「公的な自殺相談窓口」の意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難であるが、現在、座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議等

において、SNSを活用した相談機会の確保を含めたインターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実等を検討しているところであり、その結果を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

五について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

平成二十九年十一月十六日提出
質問 第四三号

内閣の国会召集の権限に関する再質問主意書

提出者 逢坂 誠二

内閣の国会召集の権限に関する再質問主意書

書

先般提出した「内閣の国会召集の権限に関する質問主意書（質問第八号）に対する答弁書（内閣衆質一九五第六号。以下「答弁書」という。）の内容に疑義があるので、以下質問する。

一 答弁書では、「内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えていい」と示された。他方、内閣法第四条第一項では「内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする」および同条第二項では「閣議は、内閣総理大臣がこれを主宰する」と規定されているため、専ら内閣総理大臣の政治判断により衆議院の解散が決定されるという理解でよいか。

二 イギリスでは、二〇一一年の議会任期固定法により、首相の解散権に制限がかけられるようになつた。イギリスでは、下院を解散するには、下院の三分の二以上の多数の賛成を得る必要がある。この議会任期固定法は、与党議員

だけではなく、下院議員の間に広く解散に対する合意を要求するものである。日本の議会制度の手本でもあるイギリスにおいて首相の解散権に制約が課されている現状がある。他方、答弁書では、「いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている」と示されているが、内閣の解散権は内閣総理大臣の自由意思によつても行使できるとの理解で良いか。政府の見解を示されたい。

内閣衆質
一九五第四三号
平成二十九年十一月二十四日
内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠一君提出内閣の国会召集の権限に関する再質問に対する答弁書

お尋ねの「専ら内閣総理大臣の政治判断により衆議院の解散が決定される」及び「内閣の解散権は内閣総理大臣の自由意思によつても行使で

きる」の意味するところが必ずしも明らかでは
ないが、先の答弁書(平成二十九年十一月十日
内閣衆質一九五第八号)一、二及び五について

定することについて憲法上これを制約する規定ではなく、いかなる場合に衆議院を解散するかが内閣がその政治的責任で決すべきものと考えてゐる。

いる

お尋ねの「論理、価値基準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「合理的な期間」については、召集に当たつて整理すべき諸課題等によつて変わるものであるため、

お尋ねの「この間、国民の多くが国会を開会し、国政の課題を議論することを望んでいる事

お答えすることは困難である。

一、去る十一月二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二君提出合衆国大統領の核攻撃命令についての違法性の議論に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出科学的特性マップに関する意見交換会の参加者募集に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出科学的特性マップに関する意見交換会の参加者募集に関する質問に対する答弁書

平成二十九年十一月十七日提出
質問 第四回号

報道の自由を守るために法改正に関する質問
主意書

提出者 逢坂 誠二

報道の自由を守るために法改正に関する質問
主意書

十一月十六日、国連人権理事会で日本の人権状況の審査を担当する作業部会は、日本に対し、二〇〇八項目からなる勧告を発表した。

国連人権理事会の「普遍的定期審査」では、国連加盟の全百九十三カ国の人権状況が定期的に審査される。日本に対して、二〇〇八年五月に初めて実施され、今回が三回目になると承知している。この勧告の中で、米国など加盟国の一部から日本への報道の自由に関する問題が初めて取り上げられ、懸念が表明された。勧告に拘束力はないものの、このような指摘がなされたことは重く受けとめなければならない。

他方、平成二十九年十一月十五日に、ニューヨークで開催された国連総会第三委員会において、日本およびE.U.が共同提出した北朝鮮人権状況

平成二十九年十一月十七日提出
質問 第四回号
報道の自由を守るために法改正に関する質問
主意書

北朝鮮人権状況決議については、コンセンサス採択されたことに對して、外務大臣談話として「歓迎します」と表明するものの、他方で、国連人権理事会で日本の人権状況の審査を担当する作業部会が日本に對して行つた二百十八項目からなる勧告に対する何ら前向きな対応をしないとすれば、日本政府の外交方針はダブルスタンダードではないか。政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九五第四四号

内閣衆質一九五第四四号
平成二十九年十一月二十八日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出報道の自由を守るための法改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

—

卷之三

一八

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出報道の自由を守るための法改正に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「ダブルスタンダード」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国際連合人権理事会第二十八回普遍的・定期的レビュー作業部会において、平成二十一年十一月十四日（現地時間）に実施された我が国についての普遍的・定期的レビューの第三回審査で示された我が国に対する勧告については、その内容を個別に精査の上、かかるべく対応を検討する考えである。

いざれにせよ、政府としては、報道の自由をはじめ、表現の自由は、憲法で保障された基本的人権の一つであり、これを尊重することは当然のことであり、現行国内法制において十分に保障されているものと考えている。

平成二十一年十一月二十日提出

質問 第四五号

わが国におけるヒアリの侵入・定着状況に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

わが国におけるヒアリの侵入・定着状況に関する質問主意書

内閣衆質一九五第四五号

わが国におけるヒアリの侵入・定着状況に関する質問主意書

え、水疱状に腫れる。さらに毒に対してもアレルギー反応を引き起こす例が、北米だけでも年間で千五百件（本種を含めた“Fire ant”全体の件数）近く起こっている」と示されている。

平成二十九年六月九日、兵庫県尼崎市のコンテナ内でヒアリがわが国で初めて確認され、その後、東京や愛知、大阪、福岡、大分など全国各地で確認が相次ぎ、その地域は増え続けた。七月二十七日には、福岡市で、中国から船で運ばれてきたコンテナから荷物を運搬していた作業員がヒアリに刺され、作業員は軽症だったものの、日本国内では初めての人的被害となつた。

日本に近接する台湾はヒアリの侵入を許している。二〇〇四年、台北の近くの桃園市でヒアリの巣が複数発見された。この発見以前に、農民の間で見たことのないアリがいると騒ぎになつていてが、確認に時間がかかつてしまつたため、台湾では年間約二億円の対策費を投じ、ヒアリの根絶を行つていている。また、オーストラリアでは、二〇〇一年から二〇一六年の十五年間で約二百七十億円の予算を投じている。

このような経緯を踏まえて、現時点の政府のヒアリ対策を確認したいので、以下質問する。

一 現時点でも、政府は、ヒアリの「日本における侵入・定着の実績はない」と認識しているのか。見解を示されたい。

二 ヒアリは、わが国において、「国内未定着」であるのか。見解を示されたい。

三 平成二十九年六月九日の兵庫県尼崎市のコンテナ内でのヒアリの発見以後、わが国におけるヒアリの確認例はどの程度か。政府の把握するところを示されたい。

四 わが国におけるヒアリによる人的被害の概要はどのようなものか。政府の把握するところを示されたい。

お尋ねの「わが国におけるヒアリによる人的被害」について、政府として把握しているのは、平成二十九年七月二十七日に福岡市内において、作業員一名がヒアリに刺された事案のみ

方針で、どの程度の予算を計上していくのか。見解を示されたい。

六 わが国にヒアリが侵入、定着した場合の被害想定の試算を政府は行つたことがあるのか。あれば、その被害額はどの程度なのか。政府の見解を示されたい。

七 六に関連して、被害額の試算を行っていないとすれば、早急に行い、国民にヒアリの侵入・定着の阻止の対策を啓蒙するためにも、試算結果を公表すべきではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九五第四五号

平成二十九年十一月二十八日

衆議院議長 大島 理森殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員逢坂誠二君提出わが国におけるヒアリの侵入・定着状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出わが国におけるヒアリの侵入・定着状況に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

平成二十九年十一月二十二日現在で、日本国内においてヒアリが確認された事例は二十六件あり、日本国内へのヒアリの侵入の実績はあるが、日本国内においてヒアリは定着していないものと認識している。

四について

お尋ねの「わが国におけるヒアリによる人的被害」について、政府として把握しているのは、平成二十九年七月二十七日に福岡市内において、作業員一名がヒアリに刺された事案のみ

であり、当該作業員は発しんができる病院で診察を受けたものの、入院はしておらず、その後も当該作業員に健康上の問題は生じていないと承知している。

五について

政府としては、ヒアリの日本国内における定着防止のため、引き続きヒアリの日本国内への侵入の監視及びヒアリが発見された場合の駆除の実施、これまでヒアリが多く確認されている海外からのコンテナにおける対策等が重要と考えており、必要な予算額を計上していく方針である。

政府としては、ヒアリの日本国内における違法性の議論に関する質問主意書

十一月十七日、安倍総理は衆議院本会議で所信表明演説を行い、「北朝鮮によるわが国を飛び越える相次ぐミサイルの発射、核実験の強行は、断じて容認できません。先般、トランプ大統領が来日し、日米同盟の搖るぎない綱を、世界に示しました」と述べ、「北朝鮮にその政策を変更させなけ

ればならない。そのために、国際社会とともに、北朝鮮への圧力を一層強化してまいります」と表明した。

(号外)

十一月十八日、カナダで開催された「ハリファクス国際安全保障フォーラム」の講演の中で、米軍の核戦略やミサイル防衛を担当する戦略軍のジョン・ハイテン司令官は、トランプ大統領から核攻撃の命令を受けた場合、それが「違法」な命令であれば従わざに反論すると明言した。「私は大統領に助言し、大統領は私に命令する。この命令が違法だった場合は、私から大統領に違法だと伝える」と述べた。ハイテン司令官は、合衆国大統領には核兵器使用の権限があるものの、軍として従う義務があるのは合法的な命令だけだと強調した。

十一月十四日、アメリカ連邦議会上院外交委員会では、トランプ大統領が核攻撃を命令する可能性をめぐつて公聴会が開かれた。連邦議会で前回、核使用の大統領権限について公聴会が開かれたのは四十年前であり、当該公聴会で専門家らが、核の使用は脅威に見合つた、合法的な決断でなければならないと指摘し、戦略軍のケーラー元司令官も、軍には違法な命令を拒否する義務があると証言している。

わが国はアメリカから核抑止力の提供を受けている。平成二十九年六月十四日の外務省ホームページでは、日米拡大抑止協議に関する我が国が、米国の拡大抑止協議は、日米安保・防衛協力の一つとして、いかに日米同盟の抑止力を強化していくかについて率直な意見交換を行うものであり、米国から抑止力の提供を受けている我が国が、米国の抑止政策及び複雑化する安全保障環境下での政策調整のあり方について理解を深める場として機能しています」と示されている。このようにアメリカ国内においてもトランプ大統領の北朝鮮を想定した核攻撃に関する過激な発

言や、それにともなう命令の違法性の是非が議論される中、安倍総理のいうところの、「先般、トランプ大統領が来日し、日米同盟の搖るぎない絆」を示した、「北朝鮮への圧力を一層強化」するなどの手放しの主張は、疑惑を持たざるを得ない。トランプ大統領が誤った核攻撃命令を行つた場合、北朝鮮が軍事技術としてアメリカ本土に到るぎない絆の美名の下、「北朝鮮への圧力を一層強化してまいります」との発言は、結果として日本の安全保障環境をより悪化させるものではないか。政府の見解を示されたい。

一 安倍総理の「北朝鮮にその政策を変更させなければならぬ。そのため、国際社会とともにに、北朝鮮への圧力を一層強化してまいります」との表明の中には、アメリカからわが国に提供されている核の抑止力も含まれているのか。

二 米戦略軍のハイテン司令官のいうところの大統領からの核攻撃命令に関して、「私は大統領に助言し、大統領は私に命令する。この命令が違法だった場合は、私から大統領に違法だと伝える」に関連して、「いかに日米同盟の抑止力を強化していくかについて率直な意見交換を行う」ところの、日米拡大抑止協議で、合衆国大統領が違法な核攻撃命令を出した場合に想定される対処の意見交換がなされたことはあるのか。なされていないとすれば、協議すべきではない。

三 「米国から抑止力の提供を受けている我が国として、合衆国大統領が違法な核攻撃命令を出した場合の対処について、閣僚や政府高官らがその対処について協議をしたことはあるのか。行われていないとすれば、協議すべきではないか。

四 トランプ大統領の北朝鮮に対する発言はいたずらに核兵器使用の危機を煽つており、アメリカ

連邦議会の上院外交委員会で、トランプ大統領が核攻撃を命令する可能性をめぐつて四十年以上ぶりに大統領の核攻撃命令に関する公聴会が開かれたことは重く受け止めるべきである。

トランプ大統領の北朝鮮への言説は明らかに挑発を含んでおり、安倍総理の、「日米同盟の搖るぎない絆」の美名の下、「北朝鮮への圧力を一層強化してまいります」との発言は、結果として日本の安全保障環境をより悪化させるものではないか。政府の見解を示されたい。

五 連邦議会上院で行われた公聴会で専門家らは、核の使用は脅威に見合つた、合法的な決断でなければならないと指摘している。米戦略軍のケーラー元司令官も、軍には違法な命令を拒否する義務があると証言したと承知している。違法な核攻撃命令が出された場合、どう対処するかの判断でわが国の国民の生命、財産に非常な損害が生じ得る。現在、「米国から抑止力の提供を受けている我が国」としては、合衆国大統領の核攻撃命令について、それが合法か違法であるかの判断基準を予め持つていなければならない。政府はこれまで、合衆国大統領の核攻撃命令の違法性について議論し、その判断基準を作成したことはあるか。ないとすれば、作成すべきではないか。政府の見解を示されたい。

六 米戦略軍の司令官や連邦議会上院の公聴会でも、合衆国大統領の核攻撃命令の違法性についての疑惑が呈されている現状において、わが国が「日米同盟の搖るぎない絆」の美名の下で、無批判のまま「北朝鮮への圧力を一層強化してまいります」と表現することは、結果として、日本の安全保障環境を悪化させているのではない

内閣衆質一九五第四六号
平成二十九年十一月二十八日

衆議院議員逢坂誠二君提出合衆国大統領の核攻撃命令についての違法性の議論に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出合衆国大統領の核攻撃命令についての違法性の議論に関する質問に対する答弁書

平成二十九年十二月五日 衆議院会議録第七号 議長の報告

内閣衆質一九五第四八号
平成二十九年十二月一日

正月二十九日

内閣總理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島 理森殿

害基礎年金の「打ち切り」に関する
別紙答弁書を送付する。

續答尹

〔別紙〕
衆議院議員大西建介君提出「型糖尿病患者」

参考文献 の障害基礎年金の「打ち切り」に関する質問

に対する答弁書

「打ち切る」の意味するところが必ずしも明らか

はないが、国民年金法（昭和三十四年法律第十一号）第二十六条第一項の規定等に基づき

基礎年金の支給を停止する場合には、「障害

熊が、一級または二級の障害基礎年金を受け
る程度ではなくつゝこと、手金の支払い手

「年金の支給停止の理由を年金額の変更程度ではなくなにかが年金の支給を停止しました。」等の支給停止の理由を年金額の変

係る通知書に必ず記載して通知することとする。

卷之三

成十九年十一月二十一日提出
問第一四九号

雇用関係助成金の共通要件に関する再質問主

意書

新編
卷之十一

雇用関係助成金の共通要件に関する再質問 主意書

般、雇用関係助成金の共通要件に「破壊活動

法第四条に規定する暴力主義的破壊活動を
を又は行う恐れのある団体に属してゐる場

この要件が加わつたことについて、質問主意

質問第三〇号)でどの団体を想定しているのか

の役員等が、破壊活動防止法第四条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れのある団体に属している場合」との要件に該当するか否かについては、御指摘の「雇用関係助成金（以下「助成金」という。）の支給決定又は不支給決定の手続において個別具体的に判定すべきものと考えているが、平成二十九年十一月十三日時点で当該要件に該当したために助成金を支給しないこととした事例はない。」との答弁書（内閣衆質一九五第三〇号）が戻ってきました。

先の質問主意書（質問第三〇号）は、これまでの取り扱いについてではなく、現時点で、破壊活動防止法第四条に規定する暴力主義的破壊活動を行つた又は行う恐れのある団体と想定している団体があればその団体名を問うたものです。

改めて伺いますが、破壊活動防止法第四条に規定する暴力主義的破壊活動を行つた又は行う恐れのある団体として想定している団体があればその団体名を具体的にお答えください。

また、この度、この要件を新たに加えた理由、意図もあわせてお答えください。

右質問する。

体に属している場合」との要件(以下「本件要件」という)に該当するか否かについては、先の答弁書(平成二十九年十一月十七日内閣衆質一九五第三〇号)でお答えしたとおり、御指摘の「雇用関係助成金(以下「助成金」という。)の支給決定又は不支給決定の手続において個別具体的に判定すべきものと考えており、また、本件要件は特定の団体を念頭に置いたものではないことから、お尋ねの「団体名」をお示しすることは困難である。

なお、お尋ねの「この要件を新たに加えた理由、意図」については、本件要件と同旨の不支給要件を設定している他の補助事業等を参考に助成金の不支給要件を改めて検討した結果、本件要件に該当する事業主又は事業主団体に助成金を支給することが適当でないと考えたためである。

一 応をテーマに国家戦略特区に指定され、平成二十九年四月には、介護ロボット等を活用した介護や施設のあり方をはじめ、「先進的介護システム推進室」が新設された。

そこで、北九州市の産業振興について、以下質問する。

二 我が国における風力発電関連産業の総合拠点づくりを推進するため、北九州市の響灘地区において風力発電関連産業が進出しやすい環境を整えるための支援を国として行うべきと考えるが政府の見解を明らかにされたい。

三 北九州市響灘地区における風力発電関連産業の集積と港湾の利活用促進をさらに図るため、洋上風力発電事業者の事業推進に対して国が支援すべきと考えるが政府の見解を明らかにされたい。

「高齢者の中の活躍や介護サービスの充実による人口減少・高齢化社会への対応」をテーマに北九州市が指定された国家戦略特区の取り組みを進めると、『ロボットテクノロジー』を活用した研究開発・実証・導入プロジェクトへの財政支援措置の拡大「実証プロジェクトを加速するための規制改革の推進」「介護ロボットの研究開発・製造などの特区事業による所得控除の対象分野の拡大」を国として行うべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九五第五〇号
平成二十九年十二月一日

衆議院議員大島理森殿
内閣総理大臣安倍晋三

と承知しているところ、この試験飛行の実施に当たっては、安全性の審査を適切かつ円滑に実施してまいりたいと考えている。

平成二十九年十一月二十二日提出
質問 第五二号

暴力団対策の推進に関する質問主意書

提出者 城井 崇

暴力団対策の推進に関する質問主意書

官報 (号外)

暴力団対策の推進に関する質問主意書
平成二十二年七月、北九州市では、市民が安心して暮らせる社会の確保、社会経済活動の健全な発展等を目的に、「北九州市暴力団排除条例」が施行された。警察等と連携しながら、公共工事をはじめ、市の全ての事務・事業から暴力団の徹底排除や、市民及び事業者等が進める暴力団排除活動への支援及び青少年を暴力団から守る取り組みを推進するなど、官民一体となり暴力団排除が積極的に展開されている。

平成二十六年には、「北九州市安全・安心条例」が施行されるとともに、防犯カメラが増設された。平成二十九年一月には、暴力団離脱者の就労支援対策として暴力団離脱者を雇用した企業に対する建設工事の競争入札参加資格審査において加点する制度が開始され、平成二十九年四月には、暴力団事務所として事務所を使用させないための市民運動・住民訴訟等の実費費用を補助する制度が開始されている。
そこで、厳しい暴力団情勢に対応するため、以下質問する。

一 暴力団事件に従事する福岡地方検察庁検察官等を増員すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 暴力団による犯罪を抑止・検挙し、暴力団を壊滅するためには、その犯罪の組織性を立証することが有効である。暴力団対策に限り、「会

話傍受」や「おとり捜査」などの有効な捜査手法を国として導入すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 暴力団関係者への課税強化を図るため、暴力団に対する税法違反捜査や、暴力団の所得に関する税務調査及び徴収が徹底されるための制度導入を国としてすべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 暴力団対策の観点からの警察による防犯カメラの増設及び自治体が設置する防犯カメラの維持管理についての継続的な財政支援を国として行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 暴力団組織からの離脱者が増加していることに鑑み、離脱者を広域的に就労させることを目的として、平成二十八年二月に福岡県が提唱した社会復帰対策協議会による広域連携協定のさらなる拡大、及び福岡県が導入している離脱者を雇用する事業者に対する奨励制度や身元保証制度等の財政支援を国においても導入すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十九年十一月二十二日提出
内閣質一九五第五二号

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員城井崇君提出暴力団対策の推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員城井崇君提出暴力団対策の推進

一について
に関する質問に対する答弁書

一について
法務省としては、犯罪情勢等に適切に対応していくため、検察官等の増員を含め、必要な検察の体制の整備を行っているところであるが、

福岡地方検察庁についても、犯罪動向を含む諸般の事情を考慮しつつ、その体制の整備について検討してまいりたい。

二について
平成二十八年五月二十四日に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十四号)により、暴力団犯罪を始めとする組織的な犯罪に的確に対処するとの観点から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第二百三十七号)による通信傍受合意制度等も導入されることとなつたところであります。政府としては、暴力団犯罪の実情を踏まえつつ、更なる法整備の在り方を含め、暴力団犯罪に的確に対処するための方策について検討してまいりたい。

三について
御指摘の「暴力団に対する税法違反捜査や、暴力団の所得に関する税務調査及び徴収が徹底されるための制度」の具体的な内容が必ずしも明らかではないが、暴力団員等に対する適正かつ確実な課税は、暴力団からの資金剥奪の観点からも有意義であると考えており、様々な機会を通じて暴力団員等に対する課税上有効な資料情報を収集に努め、課税上問題があると認められる場合には、税務調査を行うなどにより、適正かつ確実な課税に努めているところである。

四について
防犯カメラについては、暴力団対策はもとより犯罪一般の抑止を図る上で効果的であると考えており、民間においても広く普及しているところであるが、犯罪動向を含む諸般の事情を考慮しつつ、必要な施策について検討してまいりたい。

平成二十九年十一月二十二日提出
質問 第五三号

プライマリーバランスを黒字化してアルゼンチンはデフォルトになつたという安倍総理の発言に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

発言に関する質問主意書

一について
衆議院選挙の開票日十月二十二日、日本テレビの番組でインタビューを受けた安倍総理は、財政再建の必要性について問われた際に、「プライマリーバランスを無理やり黒字化して、アルゼンチンは次の年にデフォルトになつた」と発言しています。この発言について、以下質問します。

一 アルゼンチンがデフォルトになつたこととブライマリーバランスが黒字化したこととは直接的な関係は無いと考えますが、アルゼンチンがデフォルトになつた原因は、前年に無理やりブライマリーバランスを黒字化したことだと認識

五について

御指摘の「平成二十八年二月に福岡県が提唱した社会復帰対策協議会による広域連携協定」については、平成二十九年十一月三十日現在で二十七都府県の社会復帰対策協議会(都道府県警、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条の三第一項に規定する都道府県暴力追放運動推進センター、関係行政機関等により設立された暴力団離脱者の安定した雇用の場の確保のための連絡組織をいう。)が参加しているものと承知しているが、引き続き、地方公共団体の取組も踏まえつつ、暴力団離脱者の社会復帰のために必要な施策について検討してまいりたい。

六について
暴力団離脱者の雇用の場の確保のための連絡組織をいう。が参加しているものと承知しているが、引き続き、地方公共団体の取組も踏まえつつ、暴力団離脱者の社会復帰のために必要な施策について検討してまいりたい。

2 平成十年労働省告示第百五十四号の基準では、本計画よりも時間外労働時間の上限が厳しいとみられる。

新たに本計画で上限規制を緩くすることの理由は何であるのか。仮に緩くなつていいとするならば、その根拠を示されたい。

3 脳や心臓の疾患による過労死の労災認定の目安として、発症前の一ヶ月間で時間外労働時間が約百時間、発症前の二ヶ月以内の時間外労働時間が月平均約八十時間、と言わされている(平成十三年厚生労働省通達)。本計画の特例を適用することで限りなくこの目安に近づくことにならないか。

仮に本計画で特例として認められる労働時間で働いていた労働者が脳や心臓の疾患によって過労死した際、労災として認定される余地はあるか。

官報(号外)

係法律の改正については、現在検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

一の3の後段について

「脳・心臓疾患による死亡を労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による業務上の災害として認定するか否かについては、労働基準監督署長が、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く)」の認定基準について」(平成十三年十二月十二日付け基発第一〇六三号厚生労働省労働基準局長通達)に従つて個別の事例に応じて判断するため、一概にお答えすることは困難である。

平成二十九年十一月二十二日提出
質問 第五 六 号

東京外かく環状道路に関する再質問主意書

提出者 宮本 徹

内閣衆質一九五第五五号

平成二十九年十二月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員岡本充功君提出働き方改革実行計画の概要に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出働き方改革実行計画の概要に関する質問に対する答弁書
一並びに二の1、二の2及び二の3の前段について

いわゆる時間外労働の上限規制等について
は、「働き方改革実行計画」(平成二十九年三月二十八日働き方改革実現会議決定)において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)等の改正等によることとされており、そのための関

が投入される計画となつてゐる。

さらに、東日本高速道路会社及び中日本高速道路会社の大株主は、国の出資により全発行済株式を保有する財務大臣である。そして同高速道路会社は、高速道路株式会社法に基づいて國の債務保証も受けれる等を通して、國の認可及び監督指揮を受ける立場にある。したがつて、入札手続き等の當該工事に関する國の責任はいささかも免責されないと指摘しておく。

國自身が事業主体であり、かつ、國費を投入する事業について、「談合等の不正行為の疑義を払拭できず、契約の公正性を確保できないおそれがあつたことから、契約手続きを取り止め」という事態が生じてゐるのであるから、疑惑の究明はもちろん、当該事業の入札に関わって、不正が疑われる事態の再発の防止へ、國が十分な責任を果たすことが必要であると私は考える。

そこで、先般の答弁書をふまえ、以下の点について再質問をおこなう。

一 東京外かく環状道路(関越→東名)の現時点における全体事業費、國が施工する区域及び事業に要する費用、及び東日本高速道路会社と中日本高速道路会社が施工する区域及び事業に要する費用、各々の見込み額を明らかにされた。

二 「談合等の不正行為の疑義を払拭できず」、契約手続きが取り止めとなつた中央ジャンクション部分の「地中拡幅部」について、現時点での事業費全額、そのうち國が施工する区域及び事業に要する費用、及び高速道路会社が施工する区域及び事業に要する費用、各々の見込み額を明らかにされたい。

三 中央ジャンクション部分の「地中拡幅部」の工事について、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が実施することを決めた会議の日時、場所、会議の名称、参加者、決定理由を示す文書及び会議録の有無を明らかにされ

たい。さらに、國はその決定についていかなる関与をしたのか、詳細に説明されたい。

四 国が実施する入札で、「談合等の不正行為の疑義を払拭できず、契約の公正性を確保できないおそれが生じ契約手続きの取り止め」となった場合は、公正取引委員会の調査結果及び警察の捜査結果が出ない段階での入札の再開はありえないこと私は考えるが、政府の見解を伺う。また、こうした場合における入札再開の手順を具体的に説明されたい。また仮に、過去における同種類の事例があるならば、國の具体的な対応経過等を説明されたい。

五 國も事業主体である「合併施行方式」の事業は、國費が投入されており、その事業の入札手続きについて、「談合等の不正行為の疑義を払拭できず、契約の公正性を確保できないおそれが生じ契約手続きの取り止め」が生じた場合は、当然のこととして、國が再発防止に向けた十分な責任を果たす必要があると私は考える。政府の見解を明らかにされたい。

六 「地中拡幅部」の今度の入札手続きについて、國があえて関与しない理由を明らかにされたい。

七 一般論として、技術提案方式でいわゆる「談合が成り立つ」には、技術点を評価する発注者側の関与が不可欠であると考える。政府の見解を明らかにされたい。

八 答弁書で私の質問に答えていない点を再質問する。首都高速道路横浜環状北線の馬場出入口の工事で生じた地盤沈下について、当該工事の現場から最も離れた被害家屋までの距離を明らかにされたい。

また、答弁書は「当該工事の現場から百数十メートル離れた場所において、最大で十三・七センチメートルの沈下を計測」とある。この「発生場所」及び「沈下量」は、着工前の想定内なの

か、もしくは想定外なのか。根拠を明らかにした詳細な説明を求める。

九 答弁書は、「国土交通省において、本件地盤沈下により家屋に被害が生じることは想定していなかつたと首都高速道路株式会社から報告を受けている」とある。国土交通省も同じ「想定外」という認識が明らかにされたい。

十 答弁書は、「東京外環(関越→東名)の本線トンネル工事に伴う家屋調査の範囲については、国土交通省、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社において、トンネル工事に関する技術指針や過去のトンネル工事での実績に基づき、有識者の意見を踏まえ、適切に設定していると認識している」としている。この「過去のトンネル工事での実績」の中には、首都高速道路横浜環状北線の馬場出入口の工事での地盤沈下を含むか政府の見解を求める。仮に「含まない」のであれば、馬場出入口の工事での地盤沈下を踏まえて有識者や住民等の意見を聞き、「設定」それ自体の根本的再検討が筋であると私は考える。これらについて政府の見解を求めよ。

十一 答弁書は、「本件地盤沈下については、首都高速道路株式会社によりそのメカニズム等の調査がなされているところであり、政府としては、東京外環(関越→東名)において、当該調査の結果も参考にしつつ、引き続き安全を最優先に工事を進めるものと考えている」とある。「当該調査の結果も参考にしつつ」の意味は、どの段階で「当該調査の結果」を参考にするか説明を求める。また、「当該調査の結果」が出るまでには、「地中拡幅部」の「入札を再開しない」という意味なのか。重ねて政府の説明を求める。右質問する。

内閣衆質一九五第五六号
平成二十九年十二月一日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮本徹君提出東京外かく環状道路に
關する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員宮本徹君提出東京外かく環状道
路に關する再質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「施工する区域」及び「見込み額」の意味するところが必ずしも明らかではないが、東京外かく環状道路のうち東京都練馬区から都世田谷区までの区間(以下「東京外環(関越→東名)」)の現時点における全体事業費は一兆五千九百七十五億円である。

東京外環(関越→東名)に係る国土交通省、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社の工事の施行に関しては、日常的なメンテナンスが必要な舗装工事や設備工事、既に開通している高速自動車国道に接続する箇所に係る工事等についてはこれらの各社が施行し、その他の工事は同省が施行することとしている。

お尋ねの「政府の見解」及び「こうした場合における入札再開の手順」については、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。また、お尋ねの「過去における同種類の事例」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

五 及び六について

御指摘の「合併施行方式」を含め、工事の入札契約手続きにおいて、談合その他の不正行為の疑いがある情報等がある場合には、当該工事の発注者が談合情報対応マニヨアルに基づき適切に対応すべきものと考えており、国土交通省においても、これまでにも談合その他の不正行為の疑いのある情報等に対しても、同マニヨアルに基づき適切に対応するよう指導してきていたところである。

七について

お尋ねの「施工する区域」及び「見込み額」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「契約手続きが取り止めとなつた中央ジャンクション部分の「地中拡幅部」に係る工事(以下「本件工事」という)は、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が施行しており、また、本件工事に要する費用は、今後、これらの各社が実施する詳細設計等を通じて見積もられる予定であることから、お尋ねの

「現時点での事業費全体額」及び「事業に要する費用」についてお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が実施することを決めた会議の日時、場所、会議の名称、参加者、決定理由を示す文書及び会議録の有無」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国土交通省は、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と、効率的な事業の実施を図る観点から、本件工事をこれらの各社が施行することについて合意しているところである。

四について

お尋ねの「政府の見解」及び「こうした場合における入札再開の手順」については、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。また、お尋ねの「過去における同種類の事例」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

五及び六について

九について

十について

十一について

十二について

十三について

十四について

十五について

十六について

十七について

十八について

十九について

二十について

二十一について

二十二について

二十三について

二十四について

二十五について

二十六について

二十七について

二十八について

二十九について

三十について

三十一について

三十二について

三十三について

三十四について

三十五について

三十六について

三十七について

三十八について

三十九について

四十について

四十一について

四十二について

四十三について

四十四について

四十五について

四十六について

四十七について

四十八について

四十九について

五十について

五十一について

五十二について

五十三について

五十四について

五十五について

五十六について

五十七について

五十八について

五十九について

六十について

六十一について

六十二について

六十三について

六十四について

六十五について

六十六について

六十七について

六十八について

六十九について

七十について

七十一について

七十二について

七十三について

七十四について

七十五について

七十六について

七十七について

七十八について

七十九について

八十について

八十一について

八十二について

八十三について

八十四について

八十五について

八十六について

八十七について

八十八について

八十九について

九十について

九十一について

九十二について

九十三について

九十四について

九十五について

九十六について

九十七について

九十八について

九十九について

一百について

一百一について

一百二について

一百三について

一百四について

一百五について

一百六について

一百七について

一百八について

一百九について

一百十について

一百十一について

一百十二について

一百十三について

一百十四について

一百十五について

一百十六について

一百十七について

一百十八について

一百十九について

一百二十について

一百二十一について

一百二十二について

一百二十三について

一百二十四について

一百二十五について

一百二十六について

一百二十七について

一百二十八について

一百二十九について

一百三十について

一百三十一について

一百三十二について

一百三十三について

一百三十四について

一百三十五について

一百三十六について

一百三十七について

一百三十八について

一百三十九について

一百四十について

一百四十一について

一百四十二について

一百四十三について

一百四十四について

一百四十五について

一百四十六について

一百四十七について

一百四十八について

一百四十九について

一百五十について

一百五十一について

一百五十二について

一百五十三について

一百五十四について

一百五十五について

一百五十六について

一百五十七について

一百五十八について

一百五十九について

一百六十について

一百六十一について

一百六十二について

一百六十三について

一百六十四について

一百六十五について

一百六十六について

一百六十七について

一百六十八について

一百六十九について

一百七十について

一百七十一について

一百七十二について

一百七十三について

一百七十四について

一百七十五について

一百七十六について

一百七十七について

一百七十八について

一百七十九について

一百八十について

一百八十一について

一百八十二について

一百八十三について

一百八十四について

一百八十五について

一百八十六について

一百八十七について

一百八十八について

一百八十九について

一百九十について

一百九十一について

一百九十二について

一百九十三について

一百九十四について

一百九十五について

一百九十六について

一百九十七について

一百九十八について

一百九十九について

一百二十关于

一百二十一について

一百二十二について

一百二十三について

一百二十四について

一百二十五について

一百二十六について

一百二十七について

一百二十八について

一百二十九について

一百三十について

一百三十一について

一百三十二について

一百三十三について

一百三十四について

一百三十五について

一百三十六について

一百三十七について

一百三十八について

一百三十九について

一百四十について

一百四十一について

一百四十二について

一百四十三について

一百四十四について

一百四十五について

一百四十六について</h

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案

右の議案を提出する。

平成二十九年十二月五日

提出者

古屋 圭司
岸 信夫

大塚 高司
熊田 裕通

山内 康一
牧 義夫

伊藤 俊輔
伊藤 渉

中谷 一馬
大口 善徳

松本 洋平
福田 昭夫

手塚 仁雄
玉城 三二一

大口 善徳
照屋 寛徳

森山 裕外五十六名
賛成者

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する

決議

十一月二十九日、北朝鮮は、一発の弾道ミサイルを発射し、青森県西方約二百五十キロの日本海上の我が国の排他的経済水域内に落下した。北朝鮮による累次の弾道ミサイル発射や六度目となる核実験の強行を受けて、先般、北朝鮮に対して格段に厳しい制裁措置を講ずる強力な国連安保理決議第二三七五号が採択されたにもかかわらず、十一月二十九日の朝鮮民主主義人民共和国「政府」声明において、金正恩国務委員長は国家核武力完成の歴史的大業、ロケット強國の偉業を実現したと言ふ。核・ミサイル開発を放棄する意思を一切示していない。また、今回の発射は、国際社会の一連の国連安保理決議及び日朝平壤宣言に違反する

とともに、六者会合共同声明の趣旨に反するものであり、断じて容認できない。加えて、平成六年の米朝間の「合意された枠組」をはじめ、多数の国際社会との約束が反故にされた過去の事実に鑑みれば、國際社会全体で北朝鮮に対して最大限の圧力をかけ、北朝鮮の側から対話を求めてくる状況を作らなければならない。

旅館業法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成二十九年十一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

旅館業法の一部を改正する法律

旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館業・ホテル営業」に改め、同条第二項中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、「洋式の構造及び設備を主とする」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第三条第一項中「経営しようとする者」を「営もうとする者」に改め、同項ただし書中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「経営しよう」を「営もう」に改め、同条第二項中「各号の一」を「各号のいづれか」に改め、同項第三号中「前二号の一」を「第一号から第五号までのいづれか」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。)

六 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人人が法人である場合は、その役員を含む。)が前各号のいづれかに該当するもの

第三条第二項第一号中「この法律又は」を「禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは」「基く」を「基づく」に改め、「違反して」の下に「罰金以下の」を加え、「終り」を「終わり」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 成年被後見人又は被保佐人
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三条第二項に次の一号を加える。

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第三条の四中「かんがみ」を「鑑み」に、「営業の」を「旅館業」に改める。

第四条第一項及び第三項中「営業の」を「旅館業の」に改める。

第六条第一項中「営業者は」の下に「厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に」を、「その他の」の下に「厚生労働省令で定める」を加え、「当該職員」を「都道府県知事」に改める。

第七条第一項中「必要があると認めるときは」を「この法律の施行に必要な限度において」に、「営業」を「旅館業」に、「検査させる」を「検査させ、若しくは関係者に質問させる」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「且つ、関係者」を「かつ、関係者」に、「表示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、旅館業が営まれている施設において次条第三項の規定による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者(営業者を除く。)その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若

官 報 (号 外)

しへはこれに關する書類を検査させ、若しくは
関係者に質問させることができる。

第七条に次の二項を加える。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七条の二中「営業の」を「旅館業の」に改め、「規定に基く」を削り、同条に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、旅館業による公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大又は善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため必要があると認めるときは、当該営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、この法律の規定に違反して旅館業が當まれている場合であつて、当該旅館業が當まることによる公衆衛生上の重大な危害の発生若しくは拡大又は著しく善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者(営業者を除く。)に対し、当該旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第八条中「若しくは」の下に「この法律に基づく命令の規定若しくは」を加え、「第三条第二項第三号」を「第三条第一項各号(第四号を除く。)」に、「期間」を「一年以内の期間」に、「営業の」を「旅館業の全部若しくは一部の」に、「当該営業」を「当該旅館業」に改める。

第八条の二中「営業の」を「旅館業の」に改め、「規定に基く」を削り、「前二条」を「第七条の二(第三項を除く。)」又は「前条」に改める。

第十一条中「左の各号の一」を「次の各号の二」に、「又は三万円」を「若しくは百万円」に、「処

する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同

条第一号中「同条同項」を「同項」に、「經營した」を「営んだ」に改める。

第十一条中「左の各号の一」を「次の各号のいすれかに」、「五千円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「第七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「忌避した」を「忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした」に改め、同条に次の二号を加える。

三 第七条の二第二項又は第三項の規定による行為の助長若しくは誘発を防止するため必要があると認めるときは、当該営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

四 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七条の二中「営業の」を「旅館業の」に改め、「規定に基く」を削り、同条に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、旅館業による公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大又は善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため必要があると認めるときは、当該営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、この法律の規定に違反して旅館業が當まれている場合であつて、当該旅館業が當まることによる公衆衛生上の重大な危害の発生若しくは拡大又は著しく善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者(営業者を除く。)に対し、当該旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条、第九条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、当該規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の旅館業法(以下「旧旅館業法」という。)第三条第一項の許可を受けて旧旅館業法第二条「期間」を「一年以内の期間」に、「営業の」を「旅館業の全部若しくは一部の」に、「当該営業」を「当該旅館業」に改める。

第四条 新旅館業法第八条(旅館業法第三条の二法第二条第一項に規定する旅館・ホテル営業を営む者とみなす。)

第一項に規定する旅館業を經營している者は、この法律による改正後の旅館業法(以下「新旅館業法」という。)第三条第一項の許可を受けて新旅館業法第一号、第二号、第三号、第六号又は第七号のいずれかに該当している場合については、この法律の施行の日(次条及び附則第十条において「施行日」という。)から起算して三年を経過するまでの間は、適用しない。

第五条 新旅館業法第三条第一項の許可を受けて新旅館業法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業を営もうとする者は、施行日前において「規定に基く」を削り、「前二条」を「第七条の二(第三項を除く。)」又は「前条」に改める。

第六条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)の第七号(法人であつて、その業務を行う役員のうちに新旅館業法第三条第二項第一号、第二号又は第三号(旅館業法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者に係る部分を除く。以下この条において同じ。)のいずれかに該当する者があるものに係る部分に限る。以下この条において同じ。)のいずれかに該当している者の許可を受けて旧旅館業法第三条第一項の許可を受けて旧旅館業法第二条第一項に規定する旅館業を經營している者が、引き続き新旅館業法第三条第二項第一号、第二号、第三号、第六号又は第七号のいずれかに該当している場合については、この法律の施行の日(次条及び附則第十条において「施行日」という。)から起算して三年を経過するまでの間は、適用しない。

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の四十一第一項の表第九号中「旅館業法」の下に「(昭和二十三年法律第二百三十八号)」を加え、「ホテル営業又は同条第三項に規定する旅館業」を「旅館・ホテル営業」に改める。(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十九年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の四十一第一項の表第九号中「旅館業法」の下に「(昭和二十九年法律第二百三十八号)」を加え、「ホテル営業又は同条第三項に規定する旅館業」を「旅館・ホテル営業」に改める。(地方税法の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

一 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)第十一条第四項第一号

二 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十一条第四項第一号

三 觀光圏の整備による観光旅客の來訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第十二条第一項

り、その許可の申請をすることができる。

2 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新旅館業法第三条第二項から第六項までの規定の例により、その許可を与えることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において同条第一項の許可を受けたものとみなす。

(外) 報 韻

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)
† 行政職俸給表(一)

職員 の区分 号俸	職務 の級										俸給 月額
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300	円
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200	円
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300	円
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400	円
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500	円
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800	円
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300	円
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700	円
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100	円
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900	円
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700	円
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600	円
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300	円
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700	円
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000	円
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100	円
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400	円
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400	円
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300	円
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200	円
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100	円
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	561,200	円
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	562,700	円
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	564,100	円
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	565,100	円
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	566,200	円
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	567,300	円
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	568,600	円

(号外) 載

29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200	527,100
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600	527,500
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900	528,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200	528,300
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	468,600	528,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	469,000	529,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	469,300	529,300
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	470,000	530,000
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	470,400	530,400
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	471,000	531,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	471,400	531,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	471,800	531,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	472,200	532,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	472,600	532,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	472,900	532,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	473,200	533,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	473,600	533,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	474,200	534,200
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	474,600	534,600

(外) 報 告

再任 員以 外職員	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
	73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
	74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
	75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	
	76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	
	77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800	
	78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100	
	79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400	
	80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600	
	81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800	
	82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100	
	83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400	
	84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600	
	85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800	
	86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900		
	87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200		
	88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400		
	89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600		
	90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900		
	91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200		
	92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400		

(号外) 報 飾

93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600
94		294,400	342,200		
95		294,800	342,700		
96		295,200	343,100		
97		295,400	343,200		
98		295,700	343,700		
99		296,100	344,100		
100		296,500	344,400		
101		296,700	344,700		
102		297,000	345,100		
103		297,400	345,500		
104		297,700	345,900		
105		297,900	346,400		
106		298,200	346,800		
107		298,600	347,200		
108		298,900	347,600		
109		299,100	348,100		
110		299,500	348,500		
111		299,900	348,800		
112		300,200	349,100		
113		300,300	349,600		
114		300,600			
115		300,900			
116		301,300			
117		301,500			
118		301,700			
119		302,000			
120		302,300			
121		302,700			
122		302,900			
123		303,200			
124		303,500			
125		303,800			
再任用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300
					314,700
					356,400
					389,500
					440,600
					521,000

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかからず、183,700円とする。

官 報 (号 外)

口 行政職俸給表(二)

外局報恤

再任 用職 員以外の 職員	65 66 67 68 69 70 71 72	207,500 208,300 209,000 209,800 210,200 210,800 211,100 211,700	248,900 249,700 250,500 251,200 252,000 252,600 253,000 253,400	278,200 308,200 308,700 279,000 309,300 281,300 310,500 311,400	356,100 356,600 357,100 357,600 358,000 310,900 311,900	105 106 107 108 109 110 111 112	229,200 229,700 230,000 230,400 230,600 231,000 231,500 232,000	263,600 263,800 264,100 264,300 264,600 264,900 301,600 302,000
73	74	211,900 212,500 213,000 213,800	253,600 254,000 254,500 255,000	284,400 285,100 285,900 286,700	312,200 312,700 313,200 313,600	113 114 115 116	232,200 232,700 233,200 233,700	265,600 265,900 266,100 266,300
77	78	214,000 214,700 215,200 215,800	255,400 255,800 256,300 256,800	287,300 287,800 288,300 288,700	313,800 314,100 314,400 314,700	117 118 119 120	234,000 234,400 234,800 235,200	266,600 266,900 267,200 267,500
81	82	216,500 217,000 217,600 218,300	257,100 257,400 257,700 258,000	289,100 289,500 290,000 290,500	315,000 315,300 315,600 315,900	121 122 123 124	235,600 235,600 235,600 235,600	267,600 267,900 268,200 268,500
85	86	218,900 219,400 219,900 220,600	258,200 258,400 258,700 259,000	290,900 291,500 292,100 292,700	316,100 316,500 316,800 317,000	125 126 127 128	268,600 268,900 269,200 269,500	304,500 305,800 306,100 306,300
89	90	221,100 221,700 222,300 222,800	259,200 259,400 259,800 260,000	293,000 293,500 294,000 294,400	317,200 317,500 317,800 318,100	129 130 131 132	269,600 269,900 270,200 270,500	305,500 306,800 307,100 307,300
93	94	223,200 223,700 224,200 224,700	260,300 260,700 261,000 261,300	294,800 295,300 295,800 296,300	318,300 318,600 318,900 319,100	133 134 135 136	270,600 270,900 271,200 271,500	307,500 307,800 308,100 308,400
97	98	225,200 225,700 226,200 226,700	261,500 261,800 262,000 262,300	296,600 297,000 297,500 298,000	319,300 319,600 319,900 320,100	137	193,200 204,300 222,800 243,600	274,300
101	102	227,100 227,600 228,200 228,800	262,600 262,800 263,100 263,400	298,400 298,800 299,100 299,400	320,300			

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

(外) 告 訴

職員 の区分 の級 号俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		
	俸 給 月 額	円	俸 給 月 額	円	俸 給 月 額	円	俸 給 月 額	円	俸 給 月 額	円	俸 給 月 額	円	俸 給 月 額	円	俸 給 月 額	円	
1	163,600	232,900	276,400	318,800	362,300	407,700	458,000	521,300									
2	165,300	234,900	278,800	321,000	364,900	410,100	461,100	524,200									
3	167,000	236,900	281,400	323,300	367,400	412,600	464,100	527,300									
4	168,700	238,600	284,000	325,500	370,000	415,000	467,100	530,400									
5	170,300	240,900	286,400	327,700	371,900	416,900	470,100	533,500									
6	172,800	243,000	288,900	329,700	374,400	419,200	473,100	535,800									
7	175,200	244,800	291,400	331,900	376,700	421,300	476,100	538,300									
8	177,600	246,800	294,100	334,100	379,200	423,500	479,200	540,700									
9	179,800	248,800	296,400	336,000	381,700	425,500	481,900	543,100									
10	181,500	250,400	298,900	338,100	384,400	427,600	485,000	544,900									
11	183,200	252,000	301,200	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700									
12	184,900	253,500	303,600	342,100	389,700	431,800	491,100	548,600									
13	186,600	254,900	306,100	344,100	392,100	433,500	493,800	550,300									
14	188,400	257,000	308,400	346,100	394,400	435,300	496,100	551,700									
15	190,200	258,900	310,600	348,200	396,600	437,300	498,400	553,000									
16	191,900	260,700	312,800	350,200	399,000	439,300	500,700	554,100									
17	193,800	262,400	314,700	352,000	400,800	441,200	502,800	555,400									
18	195,600	264,500	316,900	353,900	402,800	443,000	504,200	556,400									
19	197,400	266,600	319,100	355,800	404,700	444,800	505,700	557,300									
20	199,200	268,700	321,200	357,800	406,500	446,500	507,100	558,200									
21	200,800	271,000	323,000	359,600	408,400	448,300	508,300	559,100									
22	202,600	273,300	325,000	361,400	410,200	449,800	509,700	561,200									
23	204,400	275,300	327,100	363,400	412,000	451,200	511,200	562,700									
24	206,200	277,600	329,100	365,300	413,900	452,700											
25	207,900	279,600	330,900	367,300	415,700	454,100											
26	209,700	281,800	333,000	369,200	417,200	455,400											
27	211,500	283,900	334,900	371,200	418,700	456,700											
28	213,300	285,900	337,000	373,200	420,300	457,900											

(号) 報 告

29	214,700	288,100	338,700	375,100	421,900	458,900	518,300
30	216,500	290,000	340,600	377,000	423,200	459,600	519,200
31	218,200	292,000	342,500	378,900	424,500	460,400	520,100
32	220,000	293,900	344,400	380,600	425,700	461,100	521,000
33	221,500	295,800	345,600	382,000	426,900	461,800	521,800
34	223,200	297,500	347,500	383,600	428,200	462,600	522,700
35	224,800	299,200	349,400	385,100	429,500	463,300	523,400
36	226,400	300,800	351,300	386,700	430,700	463,900	523,900
37	227,900	302,300	353,100	388,200	431,900	464,400	524,600
38	229,500	303,800	354,900	389,100	432,700	465,000	525,200
39	231,000	305,300	356,700	390,200	433,500	465,600	526,000
40	232,500	306,900	358,500	391,200	434,300	466,200	526,600
41	233,600	308,400	360,300	392,200	434,900	466,700	527,100
42	235,000	309,900	361,700	393,400	435,600	467,200	527,200
43	236,100	311,300	363,200	394,600	436,300	467,600	527,600
44	237,600	312,900	364,600	395,700	437,000	467,900	527,900
45	239,000	314,400	365,600	396,600	437,800	468,200	528,200
46	240,200	316,000	366,700	397,300	438,600	468,900	528,900
47	241,200	317,500	367,800	398,000	439,000	469,700	529,700
48	242,500	319,000	368,800	398,700	439,700	470,400	530,400
49	243,900	320,100	369,700	399,200	440,200	471,200	531,200
50	245,000	321,300	370,000	399,700	440,600	471,600	531,600
51	246,200	322,500	370,500	400,200	441,000	472,000	532,000
52	247,400	323,700	371,000	400,600	441,400	472,400	532,400
53	248,400	324,700	371,400	401,000	441,800	472,800	532,800
54	249,800	325,700	372,000	401,300	442,200	473,200	533,200
55	251,200	326,600	372,600	401,600	442,600	473,600	533,600
56	252,700	327,600	373,200	401,900	442,900	474,000	534,000
57	254,100	328,500	373,800	402,200	443,200	474,200	534,200
58	255,500	329,200	374,400	402,500	443,600	474,600	534,600
59	256,900	330,000	375,000	402,800	443,900	475,000	535,000
60	258,200	330,800	375,600	403,100	444,200	475,200	535,200
61	259,300	331,400	376,000	403,400	444,500	475,500	535,500
62	260,500	331,900	376,500	403,700			
63	261,800	332,500	377,100	404,000			
64	263,000	333,000	377,700	404,300			

(外) 告 証 宣

65	264, 100	333, 500	378, 200	404, 600
66	265, 200	333, 700	378, 800	404, 900
67	266, 400	334, 300	379, 100	405, 200
68	267, 600	334, 900	379, 600	405, 500
69	268, 800	335, 200	380, 200	405, 700
70	269, 900	335, 700	380, 700	406, 000
71	271, 200	336, 100	381, 200	406, 300
72	272, 500	336, 600	381, 700	406, 600
73	273, 500	337, 100	382, 200	406, 800
74	274, 500	337, 600	382, 700	407, 100
75	275, 400	338, 100	383, 200	407, 400
76	276, 500	338, 500	383, 600	407, 600
77	277, 600	338, 700	384, 000	407, 800
78	278, 600	339, 100	384, 300	
79	279, 400	339, 600	384, 600	
80	280, 400	340, 000	384, 800	
81	281, 000	340, 300	385, 000	
82	281, 900	340, 600	385, 300	
83	282, 700	341, 000	385, 600	
84	283, 600	341, 300	385, 800	
85	284, 600	341, 600	386, 000	
86	285, 400	342, 000	386, 300	
87	286, 200	342, 300	386, 600	
88	287, 000	342, 600	386, 800	
89	287, 800	343, 000	387, 000	
90	288, 300	343, 300		
91	288, 700	343, 600		
92	289, 200	344, 000		
93	289, 600	344, 300		
再任用職員	209, 700	240, 400	282, 900	315, 000
				356, 400
				389, 500
				440, 600
				521, 000

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、184,800円とする。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職員 の区分 号俸	職務 の級		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
	俸 給 月 額	円	俸 給 月 額	円																		
1	159	100	221	700	258	900	291	800	318	300	346	800	381	300	422	400	458	000	521	300	521,300	
2	160	600	223	600	260	600	293	800	320	500	349	000	383	500	424	200	461	100	524	200	524,200	
3	162	200	225	500	262	000	295	900	322	800	351	300	385	500	426	100	464	100	527	300	527,300	
4	163	800	227	400	263	700	298	200	324	900	353	500	387	600	428	000	467	100	530	400	530,400	
5	165	500	229	400	265	400	300	000	327	200	355	500	389	300	429	400	470	100	533	500	533,500	
6	167	300	231	200	267	200	302	200	329	400	357	600	391	300	431	100	473	100	535	800	535,800	
7	169	100	233	000	268	800	304	300	331	700	359	800	393	100	432	700	476	100	538	300	538,300	
8	171	000	234	800	270	400	306	500	333	900	362	000	394	900	434	200	479	200	540	700	540,700	
9	172	800	236	400	271	600	308	500	335	700	363	800	396	700	435	800	481	900	543	100	543,100	
10	174	700	238	200	273	000	310	700	338	000	366	000	398	700	437	500	485	000	544	900	544,900	
11	176	600	240	000	274	400	313	000	340	200	368	000	400	700	439	100	488	000	546	700	546,700	
12	178	600	241	800	275	800	315	100	342	500	370	200	402	800	440	700	491	100	548	600	548,600	
13	180	300	243	400	277	100	317	200	344	500	372	100	404	500	441	800	493	800	550	300	550,300	
14	182	100	245	000	278	600	319	500	346	600	374	200	406	600	443	400	496	100	551	700	551,700	
15	183	900	246	400	279	800	321	700	348	800	376	300	408	600	445	200	498	400	553	000	553,000	
16	185	700	247	900	281	300	323	900	350	900	378	400	410	700	447	000	500	700	554	100	554,100	
17	187	500	249	400	282	600	325	700	353	000	380	000	412	400	448	600	502	800	555	400	555,400	
18	191	600	250	900	284	500	328	000	355	000	382	000	414	100	450	400	504	200	556	400	556,400	
19	195	800	252	200	286	400	330	100	357	000	383	900	415	800	452	200	505	700	557	300	557,300	
20	199	800	253	500	288	300	332	400	359	100	385	900	417	400	453	900	507	100	558	200	558,200	
21	203	600	255	000	290	100	334	400	360	900	387	700	419	100	455	500	508	300	559	100	559,100	
22	205	400	256	400	292	000	336	400	362	900	389	800	420	700	457	200	509	700	562	100	562,100	
23	207	100	257	800	293	800	338	500	364	800	391	900	422	100	458	800	511	200	564	100	564,100	
24	208	900	259	100	295	700	340	500	366	900	393	900	423	600	460	600	512	700	566	300	566,300	
25	210	800	260	200	297	500	342	400	368	600	395	600	424	900	462	100	513	800	568	100	568,100	
26	212	500	261	300	299	500	344	500	370	600	397	600	426	300	463	500	514	900	570	100	570,100	
27	214	200	262	200	301	400	346	400	372	600	399	700	427	800	465	000	516	100	572	100	572,100	
28	215	800	263	200	303	200	348	400	374	600	401	800	429	400	466	300	517	300	574	300	574,300	

官 報 (号 外)

(外) 報 告

年齢	賃金	年収	年収	年収	年収	年収
65	246,700	296,500	352,200	402,400	416,500	434,800
66	247,300	352,800	403,100	417,100	435,100	435,400
67	247,800	353,300	403,800	417,500	435,400	435,700
68	248,500	353,900	404,400	418,000	435,700	
69	249,200	354,400	404,800	418,400	435,900	
70	249,600	355,100	405,300	418,700	436,200	
71	250,100	355,800	405,900	419,000	436,500	
72	250,400	356,500	406,400	419,300	436,800	
73	250,700	357,000	406,900	419,600	437,000	
74		357,500	407,300	419,900	437,300	
75		358,100	407,800	420,200	437,600	
76		358,700	408,300	420,500	437,900	
77		359,200	408,800	420,700	438,100	
78		359,700	409,300	421,000	438,400	
79		360,000	409,900	421,300	438,700	
80		360,500	410,400	421,600	439,000	
81		360,700	410,800	421,800	439,200	
82		361,200	411,400	422,100	439,500	
83		361,700	411,900	422,400	439,800	
84		362,200	412,100	422,600	440,100	
85		362,400	412,400	422,800	440,300	
86		362,900	412,900	423,100		
87		363,200	413,200	423,400		
88		363,500	413,500	423,600		
89		413,800	423,800			
90		414,200	424,100			
91		414,600	424,400			
92		415,000	424,600			
93		415,300	424,800			
再任用職員	205,300	231,300	279,000	304,700	318,800	342,400
					377,500	409,100
						451,300
						521,000

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,000円とする。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

(外) 市 警

職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	号俸	俸給月額										
	1	166,000	181,700	208,200	248,300	291,800	318,300	346,800	381,300	422,400	458,000	521,300
	2	167,700	183,500	210,200	250,100	293,800	320,500	349,000	383,500	424,200	461,100	524,200
	3	169,500	185,300	212,200	251,900	295,900	322,800	351,300	385,500	426,100	464,100	527,300
	4	171,200	187,100	214,200	253,700	298,200	324,900	353,500	387,600	428,000	467,100	530,400
	5	172,700	189,000	216,200	255,400	300,000	327,200	355,500	389,300	429,400	470,100	533,500
	6	174,600	191,300	218,200	257,200	302,200	329,400	357,600	391,300	431,100	473,100	535,800
	7	176,400	193,600	220,200	258,800	304,300	331,700	359,800	393,100	432,700	476,100	538,300
	8	178,300	195,900	222,100	260,500	306,500	333,900	362,000	394,900	434,200	479,200	540,700
	9	180,000	198,100	224,200	261,800	308,500	335,700	363,800	396,700	435,800	481,900	543,100
	10	181,700	200,700	226,000	263,400	310,700	338,000	366,000	398,700	437,500	485,000	544,900
	11	183,400	203,200	227,800	264,700	313,000	340,200	368,000	400,700	439,100	488,000	546,700
	12	185,100	205,700	229,600	266,000	315,100	342,500	370,200	402,800	440,700	491,100	548,600
	13	187,000	208,000	231,500	267,600	317,200	344,500	372,100	404,500	441,800	493,800	550,300
	14	189,100	209,800	233,400	269,000	319,500	346,600	374,200	406,600	443,400	496,100	551,700
	15	191,200	211,600	235,300	270,100	321,700	348,800	376,300	408,600	445,200	498,400	553,000
	16	193,300	213,400	237,200	271,400	323,900	350,900	378,400	410,700	447,000	500,700	554,100
	17	195,500	215,300	238,800	272,300	325,700	353,000	380,000	412,400	448,600	502,800	555,400
	18	197,900	217,200	240,600	273,700	328,000	355,000	382,000	414,100	450,400	504,200	556,400
	19	200,300	219,100	242,400	275,100	330,100	357,000	383,900	415,800	452,200	505,700	557,300
	20	202,700	220,900	244,200	276,500	332,400	359,100	385,900	417,400	453,900	507,100	558,200
	21	205,200	222,600	245,800	277,800	334,400	360,900	387,700	419,100	455,500	508,300	559,100
	22	207,000	224,400	247,200	279,200	336,400	362,900	389,800	420,700	457,200	509,700	
	23	208,800	226,200	248,400	280,500	338,500	364,800	391,900	422,100	458,800	511,200	
	24	210,600	228,000	249,700	282,000	340,500	366,900	393,900	423,600	460,600	512,700	
	25	212,500	229,700	251,000	283,200	342,400	368,600	395,600	424,900	462,100	513,800	
	26	214,300	231,400	252,300	285,100	344,500	370,600	397,600	426,300	463,500	514,900	
	27	216,100	233,100	253,600	287,100	346,400	372,600	399,700	427,800	465,000	516,100	
	28	217,800	234,800	254,800	289,100	348,400	374,600	401,800	429,400	466,300	517,300	
	29	219,700	236,200	256,000	291,000	350,300	376,500	403,300	430,700	467,500	518,300	
	30	221,500	238,000	257,100	293,000	352,400	378,600	405,100	432,400	468,200	519,200	
	31	223,300	239,800	258,400	294,800	354,300	380,700	406,800	434,100	468,900	520,100	

32	225, 100	241, 600	259, 500	296, 700	356, 400	382, 700	408, 500	435, 700	469, 600	521, 000
33	226, 800	243, 000	260, 100	298, 500	357, 900	384, 600	410, 200	437, 100	470, 100	521, 800
34	228, 500	244, 500	261, 300	300, 300	359, 900	386, 700	411, 700	438, 800	470, 900	522, 700
35	230, 200	245, 800	262, 400	302, 200	361, 800	388, 800	413, 300	440, 500	471, 600	523, 400
36	231, 900	247, 200	263, 600	304, 000	363, 900	390, 700	414, 800	442, 100	472, 200	523, 900
37	233, 300	248, 500	264, 500	305, 800	365, 800	392, 400	416, 100	443, 500	472, 500	524, 600
38	235, 100	249, 800	265, 700	307, 700	367, 900	393, 900	417, 600	444, 200	473, 100	525, 200
39	236, 900	251, 000	266, 700	309, 600	369, 900	395, 200	419, 100	444, 900	473, 600	526, 000
40	238, 700	252, 200	267, 700	311, 300	371, 900	396, 600	420, 600	445, 600	474, 100	526, 600
41	240, 100	253, 400	268, 900	313, 100	373, 900	397, 800	422, 100	446, 000	474, 600	527, 100
42	241, 500	254, 600	270, 300	314, 900	376, 000	398, 900	423, 400	446, 600	475, 000	527, 100
43	242, 800	255, 700	271, 600	316, 800	378, 100	399, 900	424, 700	447, 300	475, 400	527, 100
44	244, 000	256, 800	272, 800	318, 700	380, 100	400, 900	425, 900	447, 900	475, 800	527, 100
45	245, 300	257, 600	273, 900	320, 400	381, 800	402, 100	426, 900	448, 700	476, 100	527, 100
46	246, 400	258, 700	275, 400	322, 300	383, 500	403, 300	427, 600	449, 400	476, 100	527, 100
47	247, 400	259, 800	276, 900	324, 200	385, 100	404, 400	428, 400	449, 900	476, 100	527, 100
48	248, 300	261, 000	278, 500	326, 000	386, 800	405, 600	429, 200	450, 400	476, 100	527, 100
49	249, 200	261, 900	280, 300	327, 500	388, 200	406, 900	429, 700	450, 900	476, 100	527, 100
50	250, 300	263, 100	282, 000	329, 100	389, 200	407, 700	430, 100	451, 200	477, 100	527, 100
51	251, 500	264, 100	283, 700	330, 500	390, 200	408, 500	430, 500	451, 500	477, 400	527, 100
52	252, 600	265, 200	285, 200	332, 200	391, 200	409, 200	430, 800	451, 900	477, 700	527, 100
53	253, 300	266, 400	286, 700	333, 700	392, 500	409, 700	431, 100	452, 300	478, 100	527, 100
54	254, 500	267, 400	288, 500	335, 400	393, 600	410, 400	431, 500	452, 500	478, 400	527, 100
55	255, 400	268, 800	290, 200	337, 100	394, 700	411, 100	431, 800	452, 800	478, 700	527, 100
56	256, 600	270, 000	291, 900	338, 900	395, 900	411, 700	432, 100	453, 000	479, 100	527, 100
57	257, 600	271, 000	293, 400	339, 900	397, 200	412, 400	432, 400	453, 400	479, 400	527, 100
58	258, 600	272, 600	295, 100	341, 600	398, 000	412, 800	432, 700	453, 600	479, 700	527, 100
59	259, 400	274, 000	296, 900	343, 200	398, 800	413, 400	433, 000	453, 800	479, 900	527, 100
60	260, 400	275, 600	298, 700	344, 300	399, 500	414, 000	433, 300	454, 000	479, 900	527, 100
61	261, 500	277, 200	300, 100	346, 400	400, 000	414, 400	433, 600	454, 400	479, 900	527, 100
62	262, 500	278, 800	301, 900	348, 100	400, 700	415, 000	433, 900	454, 700	479, 900	527, 100
63	263, 600	280, 400	303, 700	349, 800	401, 400	415, 500	434, 200	455, 000	479, 900	527, 100
64	264, 500	281, 900	305, 400	351, 500	402, 100	416, 000	434, 500	455, 300	479, 900	527, 100
65	265, 600	283, 300	306, 800	353, 100	402, 400	416, 500	434, 800	455, 700	479, 900	527, 100
66	266, 800	284, 700	308, 500	354, 700	403, 100	417, 100	435, 100	456, 000	479, 900	527, 100
67	268, 000	286, 200	309, 900	356, 300	403, 800	417, 500	435, 400	456, 300	479, 900	527, 100
68	269, 300	287, 600	311, 600	357, 900	404, 400	418, 000	435, 700	456, 600	479, 900	527, 100

外 報 告

再任用職員以外の職員	69	270,500	289,200	313,000	359,100	404,800	418,400	435,900
	70	271,900	290,700	314,400	360,500	405,300	418,700	436,200
再任用職員以外の職員	71	273,300	292,300	315,800	361,800	405,900	419,000	436,500
	72	274,600	293,900	317,300	363,200	406,400	419,300	436,800
再任用職員以外の職員	73	275,800	295,100	318,100	364,400	406,900	419,600	437,000
	74	277,200	296,500	319,700	365,600	407,300	419,900	437,300
再任用職員以外の職員	75	278,600	298,000	321,200	366,900	407,800	420,200	437,600
	76	279,800	299,500	322,900	368,200	408,300	420,500	437,900
再任用職員以外の職員	77	281,000	300,500	324,700	369,500	408,800	420,700	438,100
	78	282,200	302,000	326,400	370,700	409,300	421,000	438,400
再任用職員以外の職員	79	283,400	303,200	328,000	371,900	409,900	421,300	438,700
	80	284,400	304,700	329,600	373,100	410,400	421,600	439,000
再任用職員以外の職員	81	285,500	306,000	331,300	374,300	410,800	421,800	439,200
	82	286,700	307,400	333,000	375,500	411,400	422,100	439,500
再任用職員以外の職員	83	288,000	308,600	334,600	376,600	411,900	422,400	439,800
	84	289,300	310,000	336,300	377,800	412,100	422,600	440,100
再任用職員以外の職員	85	290,500	311,000	337,700	378,900	412,400	422,800	440,300
	86	291,700	312,500	339,200	379,500	412,900	423,100	441,600
再任用職員以外の職員	87	292,600	313,800	340,700	380,000	413,200	423,400	442,900
	88	293,800	315,300	342,200	380,600	413,500	423,600	443,200
再任用職員以外の職員	89	294,800	316,800	343,500	381,200	413,800	423,800	443,500
	90	296,000	318,300	344,700	381,800	414,200	424,100	444,800
再任用職員以外の職員	91	297,100	319,700	346,000	382,400	414,600	424,400	445,100
	92	298,300	321,200	347,300	383,000	415,000	424,600	445,400
再任用職員以外の職員	93	298,900	322,500	348,700	383,300	415,300	424,800	445,700
	94	300,200	323,800	350,200	383,800	416,200	425,100	446,000
再任用職員以外の職員	95	301,300	325,200	351,700	384,400	416,600	425,400	446,300
	96	302,600	326,500	353,200	384,900	417,000	425,600	446,600
再任用職員以外の職員	97	303,700	327,700	354,500	385,300	417,300	426,800	446,900
	98	304,900	329,000	355,700	385,700	417,700	427,100	447,200
再任用職員以外の職員	99	306,100	330,300	356,800	386,300	418,100	427,400	447,500
	100	307,300	331,600	358,000	386,800	418,500	427,700	447,800
再任用職員以外の職員	101	308,500	333,000	359,100	387,200	418,900	428,000	448,100
	102	309,500	333,900	360,200	387,700	419,300	428,300	448,400
再任用職員以外の職員	103	310,600	335,000	361,300	388,300	419,700	428,600	448,700
	104	311,600	336,200	362,500	388,800	420,100	428,900	449,000
再任用職員以外の職員	105	312,400	337,300	363,700	389,100	420,500	429,200	449,300
	106	313,000	338,400	364,200	389,500	420,900	429,500	449,600
再任用職員以外の職員	107	313,600	339,400	364,800	390,000	421,300	429,800	450,000
	108	314,300	340,500	365,400	390,300	421,700	430,100	450,300
再任用職員以外の職員	109	314,800	341,700	366,000	390,600	422,100	430,400	450,600
	110	315,300	342,700	366,500	391,100	422,500	430,700	450,900

外(号) 警備

平成十九年十一月廿四日 楽譜監修課長印 一般職の職員の給与に関する法律等の一報を改正する法律案及び回報出庫

四六

111	315,800	343,700	367,000	391,600					
112	316,400	344,600	367,500	392,100					
113	317,200	345,500	367,900	392,400					
114	317,900	346,400	368,300	392,900					
115	318,600	347,400	368,900	393,400					
116	319,300	348,400	369,400	393,900					
117	319,900	349,400	369,800	394,200					
118	320,700	349,900	370,300	394,700					
119	321,400	350,500	370,900	395,200					
120	322,200	351,100	371,400	395,700					
121	322,800	351,400	371,500	396,100					
122	323,100	351,800	372,100	396,600					
123	323,600	352,300	372,600	397,000					
124	324,100	352,700	373,000	397,500					
125	324,400	353,100	373,500	397,900					
126		353,500	374,000						
127		354,000	374,500						
128		354,400	375,000						
129		354,800	375,300						
130		355,200	375,800						
131		355,600	376,300						
132		356,000	376,800						
133		356,200	377,100						
134		356,700	377,600						
135		357,100	378,000						
136		357,400	378,400						
137		357,700	378,700						
138		358,100	379,200						
139		358,600	379,700						
140		359,100	380,200						
141		359,400	380,500						
142		359,900							
143		360,400							
144		360,900							
145		361,200							
再任用職員	241,100	252,800	256,900	288,200	304,700	318,800	342,400	377,500	409,100
									451,300
									521,000

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

備考(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかわらず、211,000円とする。

(外) 報 電

□ 公安職俸給表(二)

職員 の区分 号俸	職務の級									
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	159,100	221,700	258,900	291,800	318,300	346,800	381,300	422,400	458,000	521,300
2	160,700	223,600	260,600	293,800	320,500	349,000	383,500	424,200	461,100	524,200
3	162,400	225,500	262,500	295,900	322,800	351,300	385,500	426,100	464,100	527,300
4	164,100	227,400	263,700	298,200	324,900	353,500	387,600	428,000	467,100	530,400
5	165,700	229,400	265,400	300,000	327,200	355,500	389,300	429,400	470,100	533,500
6	167,600	231,200	267,200	302,200	329,400	357,600	391,300	431,100	473,100	535,800
7	169,500	233,000	268,800	304,300	331,700	359,800	393,100	432,700	476,100	538,300
8	171,500	234,800	270,400	306,500	333,900	362,000	394,900	434,200	479,200	540,700
9	173,500	236,400	271,600	308,500	335,700	363,800	396,700	435,800	481,900	543,100
10	175,500	238,200	273,000	310,700	338,000	366,000	398,700	437,500	485,000	544,900
11	177,500	240,000	274,400	313,000	340,200	368,000	400,700	438,100	488,000	546,700
12	179,600	241,800	275,800	315,100	342,500	370,200	402,800	440,700	491,100	548,600
13	181,400	243,400	277,100	317,200	344,500	372,100	404,500	441,800	493,800	550,300
14	183,400	245,000	278,600	319,500	346,600	374,200	406,600	443,400	496,100	551,700
15	185,400	246,400	279,800	321,700	348,800	376,300	408,600	445,200	498,400	553,000
16	187,400	247,900	281,300	323,900	350,900	378,400	410,700	447,000	500,700	554,100
17	189,300	249,400	282,600	325,700	353,000	380,000	412,400	448,600	502,800	555,400
18	193,000	250,900	284,400	328,000	355,000	382,000	414,100	450,400	504,200	556,400
19	196,600	252,200	286,300	330,100	357,000	383,900	415,800	452,200	505,700	557,300
20	200,100	253,500	288,300	332,400	359,100	385,900	417,400	453,900	507,100	558,200
21	203,600	255,000	290,100	334,400	360,900	387,700	419,100	455,500	508,300	559,100
22	205,400	256,400	292,000	336,400	362,900	389,800	420,700	457,200	509,700	560,700
23	207,100	257,800	293,800	338,500	364,800	391,900	422,100	458,800	511,200	561,200
24	208,900	259,100	295,700	340,500	366,900	393,900	423,600	460,600	512,700	562,700
25	210,800	260,200	297,500	342,400	368,600	395,600	424,900	462,100	513,800	563,800
26	212,500	261,500	299,500	344,500	370,600	397,600	426,300	463,500	514,900	564,900
27	214,200	262,500	301,400	346,400	372,600	399,700	427,800	465,000	516,100	565,100
28	215,800	263,800	303,200	348,400	374,600	401,800	429,400	466,300	517,300	566,300
29	217,400	265,000	304,900	350,300	376,500	403,300	430,700	467,500	518,300	567,300
30	218,800	266,200	306,800	352,400	378,600	405,100	432,400	468,200	519,200	568,200
31	220,200	267,200	308,700	354,300	380,700	406,800	434,100	468,900	520,100	569,100
32	221,600	268,300	310,400	356,400	382,700	408,500	435,700	469,600	521,000	570,000

(外) 報 告

	33	222, 900	269, 400	312, 300	357, 900	384, 600	410, 200	437, 100	470, 100	521, 800
	34	224, 300	270, 600	314, 200	359, 900	386, 700	411, 700	438, 800	470, 900	522, 700
	35	225, 700	271, 800	316, 000	361, 800	388, 800	413, 300	440, 500	471, 600	523, 400
	36	227, 100	272, 800	317, 900	363, 900	390, 700	414, 800	442, 100	472, 200	523, 900
	37	228, 400	273, 900	319, 600	365, 800	392, 400	416, 100	443, 500	472, 500	524, 600
	38	229, 800	275, 200	321, 400	367, 900	393, 900	417, 600	444, 200	473, 100	525, 200
	39	231, 200	276, 400	323, 100	369, 900	395, 200	419, 100	444, 900	473, 600	526, 000
	40	232, 600	277, 900	324, 800	371, 900	396, 600	420, 600	445, 600	474, 100	526, 600
	41	233, 800	279, 400	326, 400	373, 900	397, 800	422, 100	446, 000	474, 600	527, 100
	42	235, 000	280, 800	328, 000	376, 000	398, 900	423, 400	446, 600	475, 000	
	43	236, 200	282, 200	329, 400	378, 100	399, 900	424, 700	447, 300	475, 400	
	44	237, 400	283, 400	331, 100	380, 100	400, 900	425, 900	447, 900	475, 800	
	45	238, 600	284, 600	332, 500	381, 800	402, 100	426, 900	448, 700	476, 100	
	46	239, 700	285, 900	334, 200	383, 500	403, 300	427, 600	449, 400		
	47	240, 700	287, 300	335, 700	385, 100	404, 400	428, 400	449, 900		
	48	241, 800	288, 600	337, 400	386, 800	405, 600	429, 200	450, 400		
	49	242, 800	289, 700	338, 400	388, 200	406, 900	429, 700	450, 900		
	50	243, 700	291, 000	339, 900	389, 200	407, 700	430, 100	451, 200		
	51	244, 500	292, 300	341, 400	390, 200	408, 500	430, 500	451, 500		
	52	245, 500	293, 600	343, 000	391, 200	409, 200	430, 800	451, 900		
	53	246, 000	294, 800	344, 400	392, 500	409, 700	431, 100	452, 300		
	54	247, 000	296, 100	346, 000	393, 600	410, 400	431, 500	452, 500		
	55	247, 800	297, 500	347, 600	394, 700	411, 100	431, 800	452, 800		
	56	248, 900	298, 900	349, 100	395, 900	411, 700	432, 100	453, 000		
	57	249, 500	299, 900	350, 600	397, 200	412, 400	432, 400	453, 400		
	58	250, 600	301, 000	351, 900	398, 000	412, 800	432, 700	453, 600		
	59	251, 500	301, 900	353, 200	398, 800	413, 400	433, 000	453, 800		
	60	252, 500	303, 000	354, 400	399, 500	414, 000	433, 300	454, 000		
	61	253, 600	303, 900	355, 600	400, 000	414, 400	433, 600	454, 400		
	62	254, 600	304, 900	356, 600	400, 700	415, 000	433, 900			
	63	255, 700	306, 000	357, 600	401, 400	415, 500	434, 200			
	64	256, 800	307, 100	358, 600	402, 100	416, 000	434, 500			
	65	257, 800	307, 700	359, 100	402, 400	416, 500	434, 800			
	66	258, 900	308, 700	359, 900	403, 100	417, 100	435, 100			
	67	259, 800	309, 500	360, 700	403, 800	417, 500	435, 400			
	68	261, 000	310, 500	361, 600	404, 400	418, 000	435, 700			

外(帶)報

69	262,200	311,600	362,300	404,800	418,400	435,900
70	263,300	312,400	363,000	405,300	418,700	436,200
71	264,500	313,200	363,700	405,900	419,300	436,500
72	265,600	313,900	364,300	406,400	419,300	436,800
73	266,600	314,800	365,000	406,900	419,600	437,000
74	267,600	315,300	365,600	407,300	419,900	437,300
75	268,600	315,800	366,200	407,800	420,200	437,600
76	269,500	316,200	366,800	408,300	420,500	437,900
77	270,400	316,400	367,300	408,800	420,700	438,100
78	271,300	316,700	367,900	409,300	421,000	438,400
79	272,200	317,100	368,400	409,900	421,300	438,700
80	273,100	317,400	369,000	410,400	421,600	439,000
81	273,700	317,500	369,300	410,800	421,800	439,200
82	274,500	317,800	369,800	411,400	422,100	439,500
83	275,400	318,100	370,300	411,900	422,400	439,800
84	276,300	318,400	370,800	412,100	422,600	440,100
85	277,200	318,500	371,300	412,400	422,800	440,300
86	277,600	318,700	371,700	412,900	423,100	
87	277,800	319,000	372,200	413,200	423,400	
88	278,200	319,400	372,600	413,500	423,600	
89	278,500	319,600	372,800	413,800	423,800	
90		319,900	373,100	414,200	424,100	
91		320,200	373,600	414,600	424,400	
92		320,500	373,900	415,000	424,600	
93		320,800	374,100	415,300	424,800	
94		321,000	374,500			
95		321,300	375,000			
96		321,600	375,300			
97		321,900	375,400			
98		322,100	375,900			
99		322,400	376,400			
100		322,700	376,700			
101		323,000	377,000			
専任 用職 員	212,300	239,500	281,900	304,700	318,800	342,400
					377,500	409,100
						451,300
						521,000

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,000円とする。

(外) 告 載 旨

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職員 の区分 号俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
	職務 の級	俸 給 月 額												
1	171,100	224,800	2	173,400	227,000	3	175,900	229,000	4	178,200	231,100	5	180,600	233,100
2	173,400	227,000	3	175,900	229,000	4	178,200	231,100	5	183,100	235,200	6	185,500	237,300
3	175,900	229,000	4	178,200	231,100	5	188,100	239,400	6	190,300	241,600	7	192,700	243,500
4	178,200	231,100	5	188,100	239,400	6	190,300	241,600	7	192,700	243,500	8	195,100	245,400
5	180,600	233,100	6	183,100	235,200	7	185,500	237,300	8	188,100	239,400	9	190,300	241,600
6	183,100	235,200	7	185,500	237,300	8	188,100	239,400	9	190,300	241,600	10	192,700	243,500
7	185,500	237,300	8	188,100	239,400	9	190,300	241,600	10	192,700	243,500	11	195,100	245,400
8	188,100	239,400	9	190,300	241,600	10	192,700	243,500	11	195,100	245,400	12	197,600	247,300
9	190,300	241,600	10	192,700	243,500	11	195,100	245,400	12	197,600	247,300	13	200,100	249,200
10	192,700	243,500	11	195,100	245,400	12	197,600	247,300	13	202,700	251,100	14	205,400	252,900
11	195,100	245,400	12	197,600	247,300	13	200,100	249,200	14	202,700	251,100	15	205,400	252,900
12	197,600	247,300	13	200,100	249,200	14	202,700	251,100	15	205,400	252,900	16	208,000	254,800
13	200,100	249,200	14	202,700	251,100	15	205,400	252,900	16	208,000	254,800	17	210,400	256,500
14	202,700	251,100	15	205,400	252,900	16	208,000	254,800	17	210,400	256,500	18	213,100	258,400
15	205,400	252,900	16	208,000	254,800	17	210,400	256,500	18	213,100	258,400	19	215,800	260,300
16	208,000	254,800	17	210,400	256,500	18	213,100	258,400	19	215,800	260,300	20	218,500	262,200
17	210,400	256,500	18	213,100	258,400	19	215,800	260,300	20	218,500	262,200	21	221,100	263,700
18	213,100	258,400	19	215,800	260,300	20	218,500	262,200	21	221,100	263,700	22	222,700	265,300
19	215,800	260,300	20	218,500	262,200	21	221,100	263,700	22	222,700	265,300	23	224,300	266,800
20	218,500	262,200	21	221,100	263,700	22	222,700	265,300	23	224,300	266,800	24	225,900	268,300
21	221,100	263,700	22	222,700	265,300	23	224,300	266,800	24	225,900	268,300	25	227,400	269,800
22	222,700	265,300	23	224,300	266,800	24	225,900	268,300	25	227,400	269,800	26	228,900	271,400
23	224,300	266,800	24	225,900	268,300	25	227,400	269,800	26	228,900	271,400	27	230,400	272,800
24	225,900	268,300	25	227,400	269,800	26	228,900	271,400	27	230,400	272,800	28	231,700	274,300
25	227,400	269,800	26	228,900	271,400	27	230,400	272,800	28	231,700	274,300	29	233,300	275,700
26	228,900	271,400	27	230,400	272,800	28	231,700	274,300	29	233,300	275,700	30	234,400	277,100
27	230,400	272,800	28	231,700	274,300	29	233,300	275,700	30	234,400	277,100	31	235,500	278,500
28	231,700	274,300	29	233,300	275,700	30	234,400	277,100	31	235,500	278,500	32	236,600	279,700

官 報 (号 外)

69	260,800	315,500	368,800	421,100	448,900
70			369,100	421,600	449,200
71			369,500	422,200	449,500
72			369,800	422,800	449,700
73			370,300	423,300	449,900
74			370,500	423,900	
75			371,000	424,400	
76			371,500	425,000	
77			371,800	425,500	
78			372,300	426,100	
79			372,800	426,800	
80			373,300	427,400	
81			373,800	427,700	
82			374,200	428,300	
83			374,700	429,000	
84			375,200	429,600	
85			375,600	430,000	
86			376,100	430,500	
87			376,500	431,200	
88			377,000	431,900	
89			377,500	432,100	
90			378,000		
91			378,500		
92			379,000		
93			379,300		
94			379,700		
95			380,200		
96			380,600		
97			381,100		
98			381,400		
99			381,900		
100			382,300		
101			382,900		
再任 用職 員	219,900	249,900	279,300	320,000	348,800
					395,300
					463,300

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

(外) 職 員

再任用職員以外の職員	53	226,500	262,600	302,600	320,800	336,900	386,700	85	252,200	291,300	325,100	334,300	350,700
54	227,800	264,000	303,600	321,600	337,400	387,500	386,700	86	252,200	291,600	325,400	334,600	351,100
55	229,000	265,200	304,600	322,400	338,000	388,400	388,400	87	252,200	292,000	325,600	335,000	351,500
56	230,200	266,400	305,500	323,100	338,600	389,100	389,100	88	252,200	292,300	325,900	335,400	351,900
57	231,300	267,400	306,600	323,500	338,900	390,000	390,000	89	252,200	292,500	326,200	335,600	352,300
58	232,500	268,700	307,600	324,100	339,500	390,800	390,800	90	252,200	292,800	326,500	335,900	353,200
59	233,700	269,900	308,700	324,600	340,100	391,600	391,600	91	252,200	293,200	326,700	336,200	353,600
60	234,900	271,200	309,700	325,300	340,700	392,400	392,400	92	252,200	293,500	327,000	336,600	354,300
61	236,100	272,200	310,600	325,800	340,900	392,900	393,700	93	252,200	293,700	327,200	337,000	354,700
62	237,200	273,400	311,500	326,300	341,300	393,600	394,100	94	252,200	294,100	327,400	337,200	355,100
63	238,100	274,400	312,600	326,800	341,600	394,200	394,900	95	252,200	294,500	327,800	337,500	355,500
64	239,200	275,700	313,600	327,200	342,100	394,900	394,900	96	252,200	294,900	328,200	337,800	356,000
65	239,800	277,000	314,300	327,400	342,300	395,500	395,100	97	252,200	295,100	328,400	338,100	356,700
66	240,800	278,200	315,200	327,800	342,700	396,000	396,000	98	252,200	295,300	328,700	338,400	357,100
67	241,600	279,400	316,000	328,400	343,100	396,400	396,400	99	252,200	295,500	329,100	338,700	357,500
68	242,700	280,300	316,900	329,000	343,500	396,900	396,900	100	252,200	295,800	329,500	339,000	358,000
69	243,400	281,200	317,800	329,400	344,000	397,600	397,600	101	252,200	296,200	329,600	339,200	358,700
70	244,200	282,100	318,500	329,800	344,400	398,100	398,100	102	252,200	296,500	329,800	339,500	359,400
71	244,900	283,000	319,000	330,200	344,800	398,600	398,600	103	252,200	296,700	330,000	339,800	359,700
72	245,800	283,900	319,700	330,600	345,300	399,100	399,100	104	252,200	296,900	330,300	340,100	360,400
73	246,600	284,700	319,900	330,800	345,900	399,700	399,700	105	252,200	297,200	330,600	340,300	360,700
74	247,300	285,400	320,400	331,000	346,400	400,100	400,100	106	252,200	297,500	330,900	340,700	361,100
75	247,800	286,000	320,900	331,200	346,900	400,400	400,400	107	252,200	297,800	331,100	340,900	361,500
76	248,400	286,600	321,200	331,400	347,300	400,700	400,700	108	252,200	298,100	331,400	341,100	362,000
77	248,700	287,100	321,700	331,800	347,600	401,100	401,100	109	252,200	298,400	331,700	341,400	362,300
78	249,200	287,700	322,100	332,000	348,000	401,400	401,400	110	252,200	298,700	332,000	341,700	362,600
79	249,800	288,300	322,700	332,300	348,400	401,700	401,700	111	252,200	299,100	332,300	342,000	363,000
80	250,500	288,800	323,300	332,600	348,800	402,100	402,100	112	252,200	299,400	332,600	342,300	363,300
81	250,900	289,400	323,900	332,900	349,200	402,400	402,400	113	252,200	299,700	332,800	342,600	363,600
82	251,200	290,000	324,300	333,300	349,500	402,700	402,700	114	252,200	300,100	333,100	342,900	363,900
83	251,400	290,400	324,600	333,600	349,900	403,100	403,100	115	252,200	300,400	333,400	343,200	364,200
84	251,900	290,900	324,900	334,000	350,300	403,400	403,400	116	252,200	300,700	333,700	343,500	364,500

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(-)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

別表第六 教育職俸給表(第六条關係)

附表第六 教育職俸給表

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)
イ 教育職俸給表(一)

職員 の区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級				
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円				
1	212,900	273,900	321,200	405,100	534,000	33	283,800	340,700	390,100	467,900
2	215,200	276,900	324,100	407,400	537,000	34	286,200	342,900	391,800	470,200
3	217,400	279,700	327,200	409,800	540,100	35	288,400	345,000	393,500	472,400
4	219,600	282,500	330,200	412,300	543,200	36	290,800	346,900	395,200	474,500
5	221,700	285,300	333,400	414,600	546,200	37	292,700	348,100	396,900	476,400
6	223,900	287,800	336,200	417,100	548,600	38	304,400	349,100	396,900	476,400
7	226,100	290,000	338,800	419,300	551,100	39	306,100	351,400	398,700	478,500
8	228,200	292,400	341,500	421,800	553,500	40	307,800	353,700	400,200	480,800
9	230,500	295,100	344,500	423,500	555,800	41	309,700	355,900	402,000	483,000
10	232,900	297,600	347,500	426,000	557,600	42	310,500	357,600	403,100	485,100
11	235,300	300,000	350,600	428,400	559,500	43	311,400	359,600	404,700	487,100
12	237,700	302,600	353,900	430,700	561,400	44	312,300	363,600	406,300	489,000
13	240,000	305,000	356,800	432,100	563,100	45	313,200	372,900	414,900	492,900
14	242,400	307,000	358,900	434,300	564,500	46	314,300	374,700	416,500	494,800
15	244,800	309,100	361,200	436,500	565,800	47	315,200	376,200	417,900	496,500
16	247,200	311,000	363,800	438,800	567,000	48	316,300	378,000	419,500	498,400
17	249,300	313,200	366,200	441,100	568,300	49	317,300	379,500	420,900	507,500
18	252,400	315,400	368,400	443,500	569,100	50	318,400	381,100	422,200	509,200
19	255,500	317,400	370,700	445,800	569,800	51	319,300	382,900	423,500	511,000
20	258,600	319,400	372,800	448,200	570,500	52	320,200	384,600	424,800	512,900
21	261,500	321,400	374,900	450,300	571,300	53	321,400	385,700	425,500	514,500
22	264,500	323,900	377,000	452,600	571,300	54	322,400	387,200	426,500	516,100
23	267,400	326,500	379,100	455,000	571,300	55	323,400	388,600	427,400	517,800
24	270,300	329,300	381,100	457,300	571,300	56	324,400	390,200	428,300	519,400
25	273,100	331,400	382,700	459,300	571,300	57	325,300	391,600	429,200	521,000
26	275,700	333,600	384,500	461,500	571,300	58	326,400	393,000	430,100	526,000
27	278,200	335,800	386,300	463,600	571,300	59	327,500	394,300	431,000	527,000
28	280,900	338,300	388,200	465,800	571,300	60	328,500	395,800	431,900	528,000
61						30	329,500	397,100	432,800	526,000
62						31	330,500	398,500	433,700	527,000
63						32	331,600	400,000	434,700	528,000

(外) 報 告

平成19年11月1日 計画課長 橋本義人

監査課の監査の結果に因る法律上の問題を改正する法律案及び監査結果

印

再任用職員以外の職員	64	332,700	401,500	435,800	529,000	98	358,700	419,200
	65	333,500	402,500	436,700	529,600	99	359,100	419,500
	66	334,600	403,600	437,700	530,500	100	359,600	419,700
	67	335,300	404,600	438,700	531,400	101	360,000	420,200
	68	336,400	405,700	439,600	532,300	102	360,500	420,500
	69	337,000	406,700	440,600	533,200	103	360,800	420,700
	70	338,100	407,600	441,600	534,000	104	361,300	420,900
	71	339,100	408,400	442,500	534,700	105	361,800	420,900
	72	340,200	409,200	443,500	535,200	106	362,200	420,900
	73	340,600	410,000	444,500	535,900	107	362,700	420,900
	74	341,600	410,900	445,400	536,400	108	363,200	420,900
	75	342,600	411,700	446,300	537,200	109	363,600	420,900
	76	343,600	412,500	447,300	537,800	110	364,100	420,900
	77	344,600	413,200	448,100	538,300	111	364,600	420,900
	78	345,600	413,600	448,600	538,300	112	365,000	420,900
	79	346,500	413,900	449,300	538,300	113	365,400	420,900
	80	347,400	414,200	449,900	538,300	114	365,800	420,900
	81	348,400	414,500	450,700	538,300	115	366,300	420,900
	82	349,400	414,800	451,400	538,300	116	366,700	420,900
	83	350,400	415,000	451,700	538,300	117	367,100	420,900
	84	351,400	415,300	452,300	538,300	118	367,500	420,900
	85	352,000	415,600	452,700	538,300	119	368,000	420,900
	86	352,600	415,900	453,000	538,300	120	368,400	420,900
	87	353,200	416,200	453,300	538,300	121	368,700	420,900
	88	353,800	416,500	453,600	538,300	122	369,100	420,900
	89	354,400	416,700	453,900	538,300	123	369,600	420,900
	90	354,800	417,000	453,900	538,300	124	369,900	420,900
	91	355,200	417,300	453,900	538,300	125	370,300	420,900
	92	355,700	417,600	453,900	538,300	126	370,800	420,900
	93	356,200	417,800	453,900	538,300	127	371,300	420,900
	94	356,600	418,100	453,900	538,300	128	371,700	420,900
	95	357,100	418,400	453,900	538,300	129	372,100	420,900
	96	357,600	418,700	453,900	538,300			
	97	358,200	418,900	453,900	538,300			

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(外) 告 証

□ 教育職俸給表(二)

職員 の区分 号俸	1 級			2 級			3 級		
	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給
1	179,400	円	214,200	円	273,900	円	31	246,200	288,000
2	182,000		216,300		276,900		32	248,200	290,200
3	184,600		218,400		279,700		33	250,000	292,200
4	187,300		220,500		282,500		34	252,000	294,300
5	190,000		222,400		285,300		35	253,900	296,500
6	192,800		224,500		287,900		36	255,800	298,500
7	195,600		226,600		290,200		37	257,300	300,500
8	198,500		228,600		292,600		38	259,000	302,400
9	201,400		230,800		295,100		39	260,500	304,100
10	204,400		233,200		297,700		40	262,100	305,900
11	207,300		235,600		300,100		41	263,800	307,600
12	210,200		238,000		302,700		42	265,000	309,800
13	212,900		240,200		305,000		43	265,900	311,900
14	214,600		242,500		307,000		44	267,000	314,300
15	216,400		244,800		309,100		45	268,000	316,300
16	218,100		247,100		311,000		46	268,900	318,400
17	219,800		249,400		313,400		47	269,700	320,600
18	221,600		252,500		316,000		48	272,800	323,100
19	223,400		255,600		318,400		49	271,400	325,500
20	225,000		258,700		320,800		50	272,100	327,900
21	226,900		261,500		323,200		51	276,300	330,200
22	228,800		264,500		326,100		52	277,200	332,300
23	230,800		267,400		328,800		53	274,500	334,600
24	232,800		270,300		331,900		54	275,400	336,600
25	234,600		273,100		334,700		55	276,300	338,500
26	236,600		275,700		337,500		56	279,300	344,000
27	238,500		278,200		340,200		57	280,400	345,800
28	240,500		280,900		343,100		58	281,800	347,800
29	-242,300		283,800		344,700		59	283,000	349,600
30	-244,200		286,000		345,900		60	288,000	351,400
							61	284,400	356,900
							62	285,700	358,800
							63	286,900	360,500
							64	349,600	362,300
							65	351,400	364,700
							66	356,900	366,800
							67	358,800	369,000
							68	360,500	371,200

(外) 報 信

再任用職員以外の職員	69 70 71 72	293, 200 294, 100 295, 100 296, 100	363, 800 365, 500 367, 300 369, 000	416, 700 417, 700 418, 800 419, 700	108	320, 900	411, 600
73	73 74	297, 200 298, 200	370, 300 371, 900	420, 400 421, 200	110 111 112	321, 300 322, 200 322, 700	412, 100 412, 500 412, 800 413, 100
75	75 76	299, 300 300, 400	373, 300 374, 900	422, 200 423, 200	113 114 115	323, 000 323, 500 323, 900	413, 300 413, 600 413, 900 414, 200
77	77 78	301, 100 302, 100	376, 600 378, 300	424, 200 425, 200	116	324, 400	414, 400 414, 700 415, 000 415, 200
79	79 80	302, 100 303, 800	379, 800 381, 500	426, 200 427, 100	117 118 119	324, 700 325, 100 325, 600	414, 400 414, 700 415, 000 415, 200
81	81 82	304, 500 305, 400	383, 000 384, 400	427, 800 428, 700	120	326, 100	415, 400 415, 700 416, 000 416, 200
83	83 84	306, 300 307, 200	386, 000 387, 600	429, 600 430, 400	121 122 123	326, 300 326, 700 327, 200	415, 400 415, 700 416, 000 416, 200
85	85 86	307, 700 308, 400	388, 600 389, 900	431, 300 432, 100	124	327, 500	416, 400
87	87 88	309, 100 310, 000	391, 300 392, 700	432, 900 433, 800	125 126 127	327, 700 328, 000 328, 500	416, 200
89	89 90	310, 900 311, 700	394, 000 395, 100	434, 500 435, 000	128	328, 900	415, 400
91	91 92	312, 500 313, 200	396, 200 397, 400	435, 600 436, 000	129 130 131 132	329, 100 329, 500 330, 000 330, 400	415, 700 416, 000 416, 200 417, 000
93	93 94	313, 900 314, 600	398, 200 399, 300	436, 500 437, 000	133	330, 600	415, 400
95	95 96	315, 300 316, 000	400, 400 401, 400	437, 400 437, 800	134 135 136	331, 000 331, 500 331, 800	415, 700 416, 000 416, 200
97	97 98	316, 400 316, 800	402, 300 403, 300	438, 000 438, 400	137	332, 100	415, 400
99	99 100	317, 200 317, 600	404, 300 405, 200	438, 700 439, 000	138 139 140	332, 500 332, 900 333, 300	415, 700 416, 000 416, 200
101	101 102	317, 900 318, 300	406, 000 407, 000	440, 000 441, 000	141	333, 700	415, 400
103	103 104	318, 600 319, 000	408, 000 409, 000	442, 000 443, 000		247, 200	415, 700
105	105 106	319, 400 319, 900	409, 600 410, 300	444, 000 445, 000		292, 800	416, 000
107		320, 400	411, 000				310, 300

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職員の区分	職務の級	外勤(職員)						再任用職員以外の職員
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
1	142,800	192,500	279,100	330,500	388,200	522,900	348,100	341,800
2	143,900	195,100	281,500	332,700	391,100	526,000	349,500	385,700
3	145,100	197,500	283,900	334,900	393,800	529,100	350,800	387,600
4	146,200	199,900	286,300	336,900	396,600	532,200	352,300	389,500
5	147,300	202,400	288,600	338,800	398,700	535,300	353,500	397,500
6	148,600	204,700	290,800	340,900	401,400	537,700	356,200	400,400
7	149,900	207,000	292,800	343,000	404,100	540,100	357,600	401,800
8	151,200	209,200	294,800	345,000	406,800	542,500	358,300	403,200
9	152,300	211,300	296,900	346,800	409,400	544,900	359,400	404,500
10	154,000	213,600	299,500	348,800	412,000	546,600	360,600	406,000
11	155,600	216,100	302,100	350,900	414,700	548,500	361,700	407,600
12	157,200	218,400	304,900	352,800	417,500	550,400	362,900	409,000
13	158,700	220,600	307,100	354,800	420,100	552,100	364,100	410,200
14	160,600	223,000	309,700	356,700	422,800	553,400	365,400	411,800
15	162,500	225,400	312,200	358,500	425,600	554,600	366,500	413,400
16	164,500	227,800	315,000	360,400	428,300	555,600	367,600	414,700
17	166,300	230,100	317,600	362,300	430,800	556,700	368,900	416,100
18	168,500	232,900	319,800	364,200	433,400	557,400	370,200	417,600
19	170,700	235,800	322,000	365,900	435,900	558,000	371,500	419,000
20	172,800	238,700	324,100	367,900	438,500	558,600	372,200	420,400
21	175,000	241,200	326,400	369,400	441,000	559,300	373,200	421,800
22	177,400	243,900	328,400	371,400	443,600	560,500	374,100	423,200
23	179,700	246,400	330,400	373,200	446,200	561,200	375,100	424,600
24	182,000	249,100	332,400	375,100	448,700	562,000	377,400	425,700
25	184,100	251,800	334,400	376,500	450,900	563,500	378,100	426,400
26	186,300	254,200	336,300	378,200	453,200	565,200	379,400	427,000
27	188,400	256,500	338,100	380,100	455,700	567,000	380,300	428,400
28	190,500	258,700	339,900	382,000	458,200	568,500	380,300	429,700

(号外) 報 銘

	64	249,800	308,500	381,200	433,300	520,800	95	286,300	332,700	333,200
	65	251,000	309,400	381,800	434,200	521,600	96	287,300	333,700	
	66	252,100	310,500	382,600	435,000	522,400	97	287,700	333,700	
	67	253,200	311,400	383,400	435,600	523,200	98	288,600	334,200	
	68	254,100	312,400	384,200	436,400	524,000	99	289,300	334,700	
	69	255,000	313,400	384,800	436,800	524,700	100	290,200	335,200	
	70	256,400	314,400	385,500	437,400	525,500	101	291,100	335,700	
	71	257,900	315,500	386,200	437,900	526,300	102	291,800	336,200	
	72	259,300	316,600	386,900	438,400	527,100	103	292,500	336,700	
	73	260,700	317,200	387,600	438,900	527,800	104	293,200	337,200	
	74	262,100	318,200	388,200	439,600	527,800	105	293,900	337,700	
	75	263,500	319,300	388,800	439,600	528,500	106	294,400	338,100	
	76	264,600	320,400	389,500	439,600	529,200	107	294,900	338,600	
	77	265,700	321,500	390,200	439,600	529,200	108	295,400	339,000	
	78	266,900	322,500	390,800	439,600	529,200	109	295,600	339,500	
	79	268,200	323,400	391,400	439,600	529,200	110	296,000	339,900	
	80	269,300	324,300	392,000	439,600	529,200	111	296,300	340,400	
	81	270,600	325,400	392,600	439,600	529,200	112	296,600	340,800	
	82	271,900	326,200	393,200	439,600	529,200	113	296,900	341,300	
	83	273,200	326,900	393,800	439,600	529,200	114	297,200	341,700	
	84	274,400	327,700	394,400	439,600	529,200	115	297,500	342,200	
	85	275,500	328,200	394,900	439,600	529,200	116	297,800	342,600	
	86	276,600	328,700	395,400	439,600	529,200	117	298,100	343,100	
	87	277,900	329,200	395,900	439,600	529,200	118	298,500	343,500	
	88	279,100	329,700	396,600	439,600	529,200	119	298,800	343,900	
	89	280,000	330,000	397,000	439,600	529,200	120	299,200	344,300	
	90	281,200	330,500				121	299,500	344,700	
	91	282,200	331,000							
	92	283,400	331,500							
	93	284,300	331,800							
	94	285,300	332,200							

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

外 叩 職

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)
† 医療職俸給表(一)

職員 の区分 号俸	医療職俸給表(第六条関係)					23 24	324,100 327,600	398,300 400,700	452,000 454,300	517,100 519,000
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級					
1	246,400	331,800	396,700	471,100	566,100	25	331,100	402,900	456,300	520,700
2	248,900	334,800	399,600	473,400	569,200	26	333,900	405,200	458,600	522,500
3	251,400	337,700	402,500	475,600	572,300	27	336,500	407,400	460,800	524,300
4	253,900	340,700	405,300	477,900	575,400	28	339,100	409,700	463,100	526,100
5	256,200	343,400	408,000	480,200	578,300	29	341,900	412,000	465,300	527,800
6	260,000	346,700	410,700	482,400	580,700	30	344,000	414,100	467,600	529,600
7	263,800	349,800	413,500	484,600	583,100	31	346,200	416,100	469,900	531,400
8	267,600	352,900	416,200	486,800	585,500	32	348,600	418,200	472,100	533,200
9	271,200	355,700	418,600	488,800	587,700	33	350,900	420,200	474,100	534,800
10	275,200	358,600	421,300	490,900	589,200	34	353,300	422,100	476,200	536,600
11	279,200	361,700	423,900	493,000	590,700	35	355,500	423,900	478,300	538,300
12	283,200	364,900	426,600	495,100	592,200	36	358,000	425,900	480,400	540,100
13	287,000	367,900	429,000	497,200	593,700	37	360,400	427,800	482,500	541,700
14	291,000	371,500	431,500	499,300	594,800	38	362,800	429,800	484,300	543,300
15	294,900	374,700	433,900	501,400	595,900	39	365,200	431,800	486,100	544,700
16	298,800	378,400	436,400	503,500	596,800	40	367,400	433,800	487,900	546,300
17	302,600	382,000	438,500	505,600	598,000	41	369,700	435,600	489,600	547,800
18	306,200	384,700	440,900	507,600	599,000	42	371,100	437,400	491,400	549,200
19	309,700	387,500	443,200	509,600	600,000	43	372,600	439,100	493,200	550,600
20	313,300	390,200	445,600	511,600	601,000	44	374,000	440,900	495,000	551,900
21	316,900	393,100	447,200	513,400	602,000	45	375,300	442,800	496,600	553,100
22	320,600	395,700	449,600	515,200		46	376,700	444,600	498,300	554,100
						47	378,200	446,400	500,100	555,100
						48	379,700	448,100	501,900	556,100
						49	380,900	449,900	503,500	557,100
						50	381,900	451,600	504,800	558,000

(外) 報 価

51	382,900	453,400	506,100	553,900	76	475,400	529,400	
52	383,800	455,200	507,400	559,800		475,800	530,200	
53	384,700	457,100	508,500	560,600	77	476,400	531,100	
54	385,600	458,300	509,800	561,500	78	477,000	532,000	
55	386,300	459,500	511,100	562,400	79	477,500	532,900	
56	387,200	460,700	512,400	563,300	80			
57	388,000	461,900	513,400	564,200	81	478,100	533,700	
58	388,900	462,900	514,200	565,100	82	478,600	534,600	
59	389,700	463,900	515,000	566,000	83	479,100	535,500	
60	390,500	464,900	515,800	566,700	84	479,600	536,400	
61	391,100	465,700	516,700	567,600	85	480,000	537,200	
62	391,600	466,400	517,500	568,500	86	480,600	538,100	
63	392,000	467,100	518,400	569,400	87	481,000	539,000	
64	392,500	467,800	519,200	570,300	88	481,500	539,900	
65	392,800	468,500	520,100	571,200	89	482,000	540,700	
66	469,200	521,000	591	90	482,600			
67	469,900	521,700	592	91	483,200			
68	470,600	522,600	593	92	483,600			
69	470,900	523,500	594	93	484,100			
70	471,600	524,300	595	94	484,700			
71	472,300	525,200	596	95	485,300			
72	473,000	526,100	597	96	485,900			
73	473,400	526,900	598	97	486,400			
74	474,000	527,800		295,800	338,200	392,600	465,600	565,500
75	474,700	528,700						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

外 呼 () 補 附

□ 医療職俸給表(二)

職員 の区分 号俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
	職務 の級	俸 級	俸 級	俸 級	俸 級	俸 級	俸 級	俸 級	俸 級	俸 級	俸 級	俸 級	俸 級	俸 級	俸 級	俸 級
1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700	436,800	493,400	550,500	607,700	664,700	721,700	778,700	835,700	892,700
2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400	439,400	500,500	557,700	614,700	671,700	728,700	785,700	842,700	899,700
3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000	441,900	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700	444,500	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100	446,900	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800	449,400	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400	451,900	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100	451,400	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200	456,800	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500	459,200	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700	461,800	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900	464,200	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000	466,700	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000	468,200	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000	469,500	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100	470,800	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900	472,000	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900	473,300	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800	474,600	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900	475,900	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700	477,100	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300	478,500	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900	479,900	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400	481,100	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900	482,500	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200	483,800	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500	485,200	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800	486,600	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100	488,000	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300	489,100	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500	490,200	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600	491,300	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800	492,400	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000	493,300	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500
35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200	494,200	500,500	559,700	616,700	673,700	730,700	787,700	844,500	899,500

(外) 資 本

36	203, 200	237, 500	270, 500	301, 500	347, 900	390, 900	435, 400	495, 100
37	204, 300	238, 900	272, 000	302, 900	349, 700	392, 000	436, 700	496, 100
38	205, 600	240, 200	273, 700	304, 600	351, 400	393, 200	437, 500	
39	206, 900	241, 300	275, 400	306, 100	353, 000	394, 300	437, 900	
40	208, 200	242, 600	277, 000	307, 700	354, 700	395, 400	438, 600	
41	209, 400	243, 900	278, 600	309, 400	355, 900	396, 200	439, 100	
42	210, 600	245, 100	280, 200	311, 100	357, 000	397, 000	439, 500	
43	211, 800	246, 300	281, 900	312, 700	358, 200	397, 800	439, 900	
44	213, 000	247, 400	283, 600	314, 400	359, 400	398, 600	440, 300	
45	214, 200	248, 500	285, 100	315, 400	360, 600	399, 000	440, 700	
46	215, 300	249, 900	286, 800	316, 800	361, 400	399, 600	441, 100	
47	216, 300	251, 400	288, 500	318, 300	362, 600	400, 100	441, 500	
48	217, 400	252, 800	290, 100	319, 900	363, 700	400, 500	441, 800	
49	218, 400	254, 400	291, 400	321, 300	364, 700	400, 900	442, 100	
50	219, 400	255, 800	293, 000	322, 600	365, 700	401, 200	442, 500	
51	220, 300	257, 200	294, 300	323, 800	366, 700	401, 500	442, 800	
52	221, 300	258, 500	295, 900	325, 100	367, 700	401, 800	443, 100	
53	221, 800	259, 600	297, 200	326, 200	368, 500	402, 100		
54	222, 700	261, 000	298, 700	327, 200	369, 300	402, 400		
55	223, 400	262, 400	300, 100	328, 300	370, 200	402, 700		
56	224, 400	263, 700	301, 600	329, 300	371, 100	403, 000		
57	225, 100	264, 600	302, 700	329, 800	371, 600	403, 300		
58	226, 000	265, 900	303, 900	330, 700	372, 400	403, 600		
59	226, 700	267, 200	305, 100	331, 500	373, 200	403, 900		
60	227, 500	268, 500	306, 500	332, 400	374, 000	404, 300		
61	228, 400	269, 400	307, 800	333, 200	374, 400	404, 500		
62	229, 200	270, 600	309, 000	333, 500	375, 100	404, 800		
63	230, 100	271, 900	310, 300	334, 100	375, 800	405, 100		
64	231, 200	273, 200	311, 500	334, 800	376, 500	405, 400		
65	231, 800	274, 100	312, 900	335, 400	376, 900	405, 600		
66	232, 600	275, 200	313, 700	336, 100	377, 500			
67	233, 400	276, 100	314, 500	336, 800	378, 200			
68	234, 200	277, 200	315, 300	337, 500	378, 800			
69	234, 900	278, 200	315, 900	338, 200	379, 200			
70	235, 600	279, 200	316, 600	338, 700	379, 700			
71	236, 300	280, 300	317, 300	339, 300	380, 200			
72	236, 900	281, 400	317, 900	339, 900	380, 700			
73	237, 600	282, 100	318, 600	340, 200	381, 300			
74	238, 400	282, 800	318, 800	340, 800	381, 800			
75	239, 200	283, 300	319, 400	341, 400	382, 400			
76	239, 900	284, 100	320, 000	341, 900	383, 000			

外(号)報官

77	240,400	284,900	320,600	342,400	333,500
78	241,000	285,500	321,100	342,900	334,000
79	241,600	286,100	321,600	343,400	334,500
80	242,200	286,700	322,100	343,800	335,000
81	242,500	287,400	322,700	344,100	335,300
82	242,900	287,900	323,200	344,400	335,800
83	243,300	288,300	323,600	344,800	336,200
84	243,700	288,700	324,100	345,100	336,600
85	244,000	288,900	324,600	345,600	337,000
86	289,100	325,000	345,900	346,200	346,500
87	289,300	325,200	346,200	346,500	346,800
88	289,500	325,600	346,600	347,000	347,300
89	289,900	326,000	346,900	347,200	347,600
90	290,100	326,400	347,200	347,600	348,000
91	290,300	326,800	347,600	347,900	348,300
92	290,500	327,200	347,900	348,200	348,600
93	290,900	327,500	348,300	348,600	349,000
94	291,100	327,700	348,600	348,900	349,300
95	291,300	328,100	348,900	349,200	349,600
96	291,600	328,400	349,200	349,500	349,900
97	292,000	328,600	349,500	349,900	350,300
98	292,300	328,900	349,900	350,300	350,700
99	292,500	329,200	350,200	350,700	351,100
100	292,800	329,500	350,700	351,200	351,600
101	293,100	329,700	351,200	351,600	352,000
102	293,300	330,000	351,600	352,000	352,400
103	293,500	330,400	352,000	352,400	352,800
104	293,800	330,600	352,400	352,800	353,200
105	294,100	330,700	352,900	353,200	353,600
106	331,000	331,000	353,600	354,000	354,400
107	331,400	331,400	354,000	354,400	354,800
108	331,600	331,600	354,400	354,800	355,200
109	331,800	332,000	355,200	355,600	356,000
110	332,200	332,600	355,600	356,000	356,400
111	333,000	333,200	356,000	356,400	356,800
112					
113	188,300	214,900	243,100	256,500	281,700
再任用職員					
備考	この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。				

(外) 報 告

八 医療職俸給表(三)

職員 の区分 号俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
	職務 の級	俸 給 月 額												
1	161,300	188,800	2	162,700	190,900	3	164,200	193,000	4	165,600	195,000	5	167,100	197,100
2	162,700	188,800	3	164,200	190,900	4	165,600	193,000	5	167,100	197,100	6	168,600	199,400
3	164,200	190,900	4	165,600	193,000	5	167,100	197,100	6	168,600	199,400	7	170,100	201,700
4	165,600	193,000	5	167,100	197,100	6	168,600	199,400	7	170,100	201,700	8	171,600	204,000
5	167,100	197,100	6	168,600	199,400	7	170,100	201,700	8	171,600	204,000	9	172,900	204,800
6	168,600	199,400	7	170,100	201,700	8	171,600	204,000	9	172,900	204,800	10	174,600	206,400
7	170,100	201,700	8	171,600	204,000	9	172,900	204,800	10	174,600	206,400	11	176,200	209,200
8	171,600	204,000	9	172,900	204,800	10	174,600	206,400	11	176,200	209,200	12	177,700	210,500
9	172,900	204,800	10	174,600	206,400	11	176,200	209,200	12	177,700	210,500	13	179,200	211,900
10	174,600	206,400	11	176,200	209,200	12	177,700	210,500	13	179,200	211,900	14	181,200	213,400
11	176,200	209,200	12	177,700	210,500	13	179,200	211,900	14	181,200	213,400	15	183,200	214,900
12	177,700	210,500	13	179,200	211,900	14	181,200	213,400	15	183,200	214,900	16	185,200	216,100
13	179,200	211,900	14	181,200	213,400	15	183,200	214,900	16	185,200	216,100	17	187,400	217,500
14	181,200	213,400	15	183,200	214,900	16	185,200	216,100	17	187,400	217,500	18	189,500	219,000
15	183,200	214,900	16	185,200	216,100	17	187,400	217,500	18	189,500	219,000	19	191,600	220,500
16	185,200	216,100	17	187,400	217,500	18	189,500	219,000	19	191,600	220,500	20	193,700	222,000
17	187,400	217,500	18	189,500	219,000	19	191,600	220,500	20	193,700	222,000	21	195,800	223,400
18	189,500	219,000	19	191,600	220,500	20	193,700	222,000	21	195,800	223,400	22	198,000	225,100
19	191,600	220,500	20	193,700	222,000	21	195,800	223,400	22	198,000	225,100	23	200,200	226,800
20	193,700	222,000	21	195,800	223,400	22	198,000	225,100	23	200,200	226,800	24	202,400	228,500
21	195,800	223,400	22	198,000	225,100	23	200,200	226,800	24	202,400	228,500	25	204,400	229,900
22	198,000	225,100	23	200,200	226,800	24	202,400	228,500	25	204,400	229,900	26	205,700	231,600
23	200,200	226,800	24	202,400	228,500	25	204,400	229,900	26	205,700	231,600	27	207,000	233,300
24	202,400	228,500	25	204,400	229,900	26	205,700	231,600	27	207,000	233,300	28	208,300	235,000
25	204,400	229,900	26	205,700	231,600	27	207,000	233,300	28	208,300	235,000	29	209,500	236,600
26	205,700	231,600	27	207,000	233,300	28	208,300	235,000	29	209,500	236,600	30	210,700	238,000
27	207,000	233,300	28	208,300	235,000	29	209,500	236,600	30	210,700	238,000	31	212,000	239,300
28	208,300	235,000	29	209,500	236,600	30	210,700	238,000	31	212,000	239,300	32	213,200	240,400

(外) 報 明

33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800
40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	462,900
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	463,300
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	464,700
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900	466,200
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400	467,700
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800	468,200
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300	469,700
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900	470,200
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300	471,700
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600	472,200
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900	473,700

(号) 報 告

	69	254, 600	284, 900	323, 300	348, 600	381, 000	430, 300
	70	255, 700	286, 400	324, 400	349, 600	381, 600	
	71	256, 800	287, 900	325, 500	350, 700	382, 300	
	72	258, 000	289, 300	326, 400	351, 800	382, 900	
	73	259, 400	290, 400	327, 700	352, 600	383, 600	
	74	260, 700	291, 800	328, 400	353, 700	384, 100	
	75	262, 000	293, 000	329, 500	354, 800	384, 700	
	76	263, 200	294, 300	330, 700	355, 900	385, 200	
	77	264, 200	295, 700	331, 800	356, 600	385, 600	
	78	265, 300	297, 000	333, 000	357, 400	386, 200	
	79	266, 600	298, 200	334, 100	358, 200	386, 700	
	80	267, 800	299, 500	335, 300	358, 900	387, 000	
	81	268, 800	300, 100	336, 400	359, 500	387, 300	
	82	269, 800	301, 300	337, 500	360, 000	387, 800	
	83	270, 900	302, 400	338, 500	360, 600	388, 200	
	84	272, 000	303, 600	339, 600	361, 100	388, 500	
	85	272, 800	304, 700	340, 500	361, 700	388, 800	
	86	273, 700	305, 900	341, 500	362, 200	389, 300	
	87	274, 800	307, 100	342, 400	362, 800	389, 800	
	88	275, 900	308, 200	343, 400	363, 300	390, 200	
	89	276, 800	309, 500	344, 400	363, 700	390, 500	
	90	277, 700	310, 700	345, 200	364, 100	390, 900	
	91	278, 500	311, 900	346, 000	364, 700	391, 400	
	92	279, 500	313, 100	346, 800	365, 200	391, 800	
	93	280, 400	313, 900	347, 400	365, 500	392, 200	
	94	281, 400	314, 600	348, 000	366, 000		
	95	282, 300	315, 300	348, 700	366, 400		
	96	283, 300	315, 900	349, 300	366, 700		
	97	284, 000	316, 600	349, 700	367, 300		
	98	284, 800	316, 900	350, 100	367, 800		
	99	285, 400	317, 500	350, 600	368, 300		
	100	286, 300	318, 200	351, 000	368, 800		
	101	287, 100	318, 600	351, 500	369, 400		
	102	287, 900	319, 200	351, 900	369, 900		
	103	288, 700	319, 800	352, 400	370, 400		
	104	289, 500	320, 400	352, 800	370, 800		

(号外) 報官

105	290, 200	320, 800	353, 100	371, 400
106	290, 700	321, 300	353, 600	371, 900
107	291, 200	321, 800	354, 000	372, 400
108	291, 700	322, 300	354, 300	372, 900
109	291, 900	322, 700	354, 800	373, 500
110	292, 200	323, 100	355, 300	373, 900
111	292, 400	323, 400	355, 800	374, 400
112	292, 800	323, 700	356, 300	374, 900
113	293, 100	324, 100	356, 800	375, 500
114	293, 300	324, 500	357, 300	
115	293, 700	324, 900	357, 800	
116	294, 000	325, 200	358, 200	
117	294, 300	325, 400	358, 600	
118	294, 600	325, 700	359, 000	
119	294, 900	326, 100	359, 500	
120	295, 300	326, 300	360, 000	
121	295, 600	326, 500	360, 400	
122	296, 000	326, 800	360, 900	
123	296, 300	327, 100	361, 400	
124	296, 700	327, 400	361, 900	
125	296, 900	327, 600	362, 200	
126	297, 100	327, 900		
127	297, 400	328, 300		
128	297, 800	328, 500		
129	298, 000	328, 600		
130	298, 300	328, 900		
131	298, 700	329, 300		
132	299, 100	329, 500		
133	299, 300	329, 800		
134	299, 600	330, 200		
135	300, 000	330, 600		
136	300, 300	331, 000		
137	300, 500	331, 300		
138	300, 800	331, 700		
139	301, 200	332, 100		
140	301, 500	332, 500		

外 報 号

141	301,700	332,800					
142	302,100	333,200					
143	302,500	333,500					
144	302,800	333,900					
145	302,900	334,200					
146	303,200	334,600					
147	303,500	335,000					
148	303,900	335,400					
149	304,100	335,700					
150	304,300	336,100					
151	304,600	336,500					
152	304,900	336,900					
153	305,300	337,200					
154	305,500						
155	305,700						
156	306,000						
157	306,300						
158	306,600						
159	306,900						
160	307,200						
161	307,600						
162	307,900						
163	308,200						
164	308,500						
165	308,900						
166	309,200						
167	309,500						
168	309,800						
169	310,200						
再任 用職 員	234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800	370,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表(第六条関係)

職員 の区分	職務 の級	外事(報 知)						35
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	36
		円	円	円	円	円	円	35
1	1	156,100	206,400	252,300	273,400	318,500	362,300	207,000
2	2	157,300	208,200	253,900	275,200	320,700	364,900	208,200
3	3	158,500	210,000	255,300	276,800	323,000	367,400	209,500
4	4	159,700	211,700	256,900	278,300	325,200	370,000	210,900
5	5	160,700	213,400	258,000	280,100	327,400	371,900	212,300
6	6	162,200	215,200	259,300	282,200	329,400	374,400	214,700
7	7	163,600	217,000	260,700	284,300	331,600	376,700	216,500
8	8	165,000	218,700	262,100	286,600	333,800	379,200	218,200
9	9	166,300	220,600	263,300	288,600	335,800	381,700	220,000
10	10	167,700	222,100	264,800	290,700	338,000	384,400	221,100
11	11	169,100	223,500	266,100	292,900	340,000	387,000	222,100
12	12	170,600	224,900	267,200	295,000	342,200	389,700	223,700
13	13	172,100	226,400	268,500	296,800	344,000	392,100	224,000
14	14	173,600	228,000	270,200	299,100	346,000	394,400	225,200
15	15	175,100	229,600	271,900	301,300	348,100	396,600	226,000
16	16	176,500	231,200	273,600	303,500	350,100	399,000	227,700
17	17	178,100	232,600	275,200	305,600	351,800	400,800	228,400
18	18	179,900	234,200	277,100	307,900	353,800	402,800	229,200
19	19	181,600	235,700	278,900	310,100	355,600	404,700	230,000
20	20	183,300	237,200	280,500	312,400	357,500	406,500	231,700
21	21	184,800	238,300	282,100	314,400	359,500	408,400	233,700
22	22	186,500	239,800	283,900	316,500	361,400	410,200	234,600
23	23	188,200	241,100	285,500	318,700	363,400	412,000	235,500
24	24	189,800	242,500	287,200	320,800	365,300	413,900	236,300
25	25	191,400	244,000	289,100	322,800	367,300	415,700	237,200
26	26	193,200	245,700	290,800	324,800	369,200	417,200	238,200
27	27	195,000	247,200	292,600	326,900	371,200	418,700	239,400
28	28	196,700	248,900	294,400	328,900	373,200	420,300	240,500
29	29	198,500	250,300	295,800	330,800	374,700	421,900	237,200
30	30	200,000	251,600	297,500	332,900	376,500	423,200	242,600
31	31	201,500	252,900	299,200	334,800	378,300	424,500	243,700
32	32	202,900	254,300	300,800	336,900	379,900	425,700	244,600
33	33	204,400	255,600	302,300	338,500	381,700	426,900	245,300
34	34	205,700	256,900	303,900	339,100	383,100	428,200	246,400

(外) 報 告

再任用職員以外の職員	75	247,500 248,500	313,200 313,800	339,800 340,300	384,100 384,700	407,400 407,800	117 118 119 120	273,200 273,500 273,900 274,300	329,300 329,700 330,100 330,500
81	253,300	317,000	342,100	387,200	407,800	121	274,500	330,700	
82	254,000	317,300	342,400	387,600	122	274,700	275,400	275,100	
83	255,000	317,900	342,900	388,000	123	275,900	275,400	275,100	
84	256,000	318,200	343,300	388,400	124	275,400	275,400	275,400	
85	256,700	318,600	343,600	388,600	125	275,600	275,900	275,900	
86	257,500	318,900	343,900	388,800	126	275,900	275,900	275,900	
87	258,200	319,300	344,400	389,100	127	276,300	276,300	276,300	
88	259,100	319,600	344,800	389,400	128	276,700	276,700	276,700	
89	259,700	320,100	345,100	389,600	129	276,900	277,300	277,300	
90	260,500	320,500	345,500	389,900	130	277,900	277,900	277,900	
91	261,300	320,800	345,900	390,200	131	277,700	277,700	277,700	
92	262,100	321,100	346,100	390,400	132	278,000	278,000	278,000	
93	262,600	321,600	346,400	390,600	133	278,200	278,500	278,500	
94	263,300	322,000			134	278,500	278,500	278,500	
95	263,800	322,200			135	278,900	278,900	278,900	
96	264,500	322,600			136	279,200	279,200	279,200	
97	265,200	323,000			137	279,400	279,400	279,400	
98	265,900	323,400			138	279,700	279,700	279,700	
99	266,600	323,800			139	280,000	280,000	280,000	
100	267,300	324,200			140	280,300	280,300	280,300	
101	267,800	324,400			141	280,500	280,700	280,700	
102	268,300	324,700			142	280,700	280,900	280,900	
103	268,700	325,000			143	281,200	281,200	281,200	
104	269,200	325,300			144	281,200	281,200	281,200	
105	269,300	325,700			145	281,600	281,800	281,800	
106	269,600	325,900			146	281,800	282,000	282,000	
107	269,900	326,200			147	282,100	282,300	282,300	
108	270,200	326,600			148	282,400	282,600	282,600	
109	270,600	327,000			149	282,700	282,900	282,900	
110	270,900	327,300			150	283,200	283,400	283,400	
111	271,300	327,700			151	283,200	283,400	283,400	
112	271,600	328,000			152	283,400	283,600	283,600	
113	271,900	328,300			153	283,700	283,900	283,900	
114	272,200	328,700							
115	272,500	329,000							
116	272,900	329,200							

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(号外) 報 告

別表第十 専門スタッフ職俸給表(第六条関係)

職員区分 の区 分	職務 の級 号俸	1 級		2 級		3 級		4 級		24	372,200
		俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額		
1	1	328,200	円	428,200	円	480,900	円	615,300	円	25	373,900
2	2	330,200		432,600		486,500		651,900		26	375,600
3	3	332,200		436,600		492,000		688,500		27	377,400
4	4	334,200		440,700		497,400				28	379,100
5	5	336,200		444,500		502,700				29	380,500
6	6	338,200		448,400		507,900				30	382,200
7	7	340,200		451,700		513,000				31	383,900
8	8	342,300		455,200		517,700				32	385,400
9	9	344,300		458,700		521,200				33	387,200
10	10	346,200		462,000		524,000				34	388,500
11	11	348,100		464,900		526,800				35	389,900
12	12	350,200		467,600		529,400				36	391,400
13	13	352,100		470,000		531,500				37	392,700
14	14	353,900		472,300		533,500				38	393,800
15	15	355,900		474,200		535,200				39	394,900
16	16	357,800		475,900		537,000				40	395,900
17	17	359,400		477,200		538,600				41	396,900
18	18	361,300		478,500		540,000				42	398,000
19	19	363,000		479,400		541,000				43	399,000
20	20	364,700		480,400		542,200				44	399,900
21	21	366,600		481,200		543,100				45	400,700
22	22	368,500		482,000						46	401,100
23	23	370,300		482,200						47	401,500
										48	401,800
										49	402,100
										50	402,400
										51	402,700
										52	403,000

第六条第一項の表を次のように改め。

号	俸	俸給月額
1	2	395,000
2	3	455,000
3	4	515,000
4	5	595,000
5	6	692,000
		790,000

第一条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の四第一項中「及び附則第八項第六号」を削り、「及び第十九条の六」を「及び第十九条の大第一項に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「第十九条の七及び附則第十一項」を「第十九条の七第二項」に改め、同条第四項中「。附則第八項第六号において同じ。」を削る。

第十九条の七第一項中「及び附則第八項第七号」を削り、同条第二項第一号イ中「及び附則第八項第七号」を削り、「六月に支給する場合には百分の八十五」を「百分の九十」に、「百分の百五」に、「十二月に支給する場合は百分の九十五（特定管理職員については、百分の百十五）を「百分の百十」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合には百分の九十二・五、十一月に支給する場合には百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改め、同項第二号イ中「六月に支給する場合には百分の四十」を「百分の四十一・五」に、「百分の五十」、十一月に支給する場合には百分の四十五（特定管理職員については、百分の五十五）を「百分の五十二・五」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合には百分の五十・五、十一月に支給する場合には百分の五十」を「百分の五十」に改め。

附則第八項から第十一項までを削る。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改め。

第七条第一項中「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（の下に「平成九年法律第六十五号」を加え、「六月に支給する場合においては」を削り、「十一月に支給する場合においては」を「いあるのは百分の百六十一・五」と、「同じ百分の百六十一・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のよう

に改正する。

第七条第一項中「第十九条の四第一項中「の下に「六月に支給する場合には」を加え、「いあるのは「百分の百六十一・五」と、「十一月に支給する場合には」に、「百分の百六十一・五」を「百分の百六十五」に改める。

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

再任用職 324,000 425,200 480,000 615,300

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一
部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に
関する法律(平成十二年法律第二百三十五号)
の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号俸	月額
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第八条第二項中「一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する法律」の下に「平成十
二年法律第二百三十五号」を加え、「六月に支
給する場合においては」を削り、「十二月に支
給する場合には」を「とあるのは「百分の百
六十二・五」と、「に、「百分の百六十二・
五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第九条中「一般職の任期付職員の採用及び給
与の特例に関する法律」の下に「(平成十二年法
律第二百三十五号)」を加える。

第六条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特
例に関する法律の一部を次のように改正する。
第八条第二項中「第十九条の四第二項中」の
下に「六月に支給する場合には」を加え、「と
あるのは「百分の百六十二・五」と、「を」「十
二月に支給する場合には」に、「百分の百六
七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第

三条及び第五条から第七条までの規定は、平成
三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の
給与に関する法律(次条及び附則第三条第一項
において「改正後の給与法」という)の規定、第
三条の規定による改正後の一般職の任期付研究
員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法
律(次条及び同項において「改正後の任期付研究
員法」という)の規定及び第五条の規定による
改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の
特例に関する法律(次条及び同項において「改正
後の任期付職員法」という)の規定は、平成二
十九年四月一日から適用する。

2 第二条 改正後の給与法、改正後の任期付研究
員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する
場合には、第一条の規定による改正前の一般職
の職員の給与に関する法律(平成二十六年法律
第二百五号)を改正する法律(平成二十六年法律
第二百五号)に基づいて支給された給与(一般職の職
員の給与に関する法律別表第十一に規定す
る指定職俸給表又は改正後の任期付研究員法第
六条第一項若しくは第二項若しくは改正後の任
期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適
用を受ける職員を除く。)のうち、平成二十七年
一月一日において一般職の職員の給与に関する
法律第二百五号第六項の規定により昇給した職員
(同日において平成二十六年改正法第二条の規
定による改正前的一般職の職員の給与に関する
法律別表第十に規定する専門スタッフ職俸給表
の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は
三級であるものその他同日における昇給の号俸
俸給を含む。)又は第五条の規定による改正前の
一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関
する法律の規定に基づいて支給された給与(平
成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて
支給された俸給を含む。)は、それぞれ改正後の
給与法の規定による給与(平成二十六年改正法

附則第七条の規定による俸給を含む。)、改正後
の任期付研究員法の規定による給与(平成二十
六年改正法附則第七条の規定による俸給を含
む。)又は改正後の任期付職員法の規定による給
与(平成二十六年改正法附則第七条の規定によ
る俸給を含む。)の内払とみなす。

(平成三十年四月一日における号俸の調整)

第三条 平成三十年四月一日において三十七歳に
満たない職員(同日において、改正後の給与法
別表第十に規定する専門スタッフ職俸給表の適
用を受ける職員でその職務の級が二級以上であ
るもの(以下この項において「改正後専門スタッ
フ職二級以上職員」という。)、改正後専門ス
タッフ職二級以上職員以外の職員でその職務の
級における最高の号俸を受けるもの及び一般職
の職員の給与に関する法律別表第十一に規定す
る指定職俸給表又は改正後の任期付研究員法第
六条第一項若しくは第二項若しくは改正後の任
期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適
用を受ける職員を除く。)のうち、平成二十七年
一月一日において一般職の職員の給与に関する
法律第二百五号第六項の規定により昇給した職員
(同日において平成二十六年改正法第二条の規
定による改正前的一般職の職員の給与に関する
法律別表第十に規定する専門スタッフ職俸給表
の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は
三級であるものその他同日における昇給の号俸
俸給を含む。)又は第五条の規定による改正前の
一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関
する法律の規定に基づいて支給された給与(平
成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて
支給された俸給を含む。)は、それぞれ改正後の
給与法の規定による給与(平成二十六年改正法

に同日に受けることとなる号俸の一號俸上位の
号俸とする。

2 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成
三年法律第二百九号)第十三条第一項に規定する
育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用
については、同項中「とする」とあるのは、「と
するものとし、国家公務員の育児休業等に関する
法律(平成三年法律第二百九号)第十三条第一項
に規定する育児短時間勤務職員の俸給月額は、
当該号俸に応じた額に、同法第十七条の規定に
より読み替えた一般職の職員の勤務時間、
休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)
第五条第一項ただし書の規定により定められた
その者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時
間で除して得た数を乗じて得た額とする」とす
る。

3 前項の規定は、国家公務員の育児休業等に
する法律第二十二条の規定による勤務をしてい
る職員について準用する。
4 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十
三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員に
対する第一項の規定の適用については、同項中
「とする」とあるのは、「とするものとし、国家
公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法
律第二百九号)第二十三条第一項に規定する任期
付短時間勤務職員の俸給月額は、当該号俸に応
じた額に、同法第二十五条の規定により読み替
えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に關
する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一
項ただし書の規定により定められたその者の勤
務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して
得た数を乗じて得た額とする」とする。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

(人事院規則への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定めること。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第五条 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条及び第三条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第六条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条を削る。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第七条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項を削る。

理由

人事院の国会及び内閣に対する平成二十九年八月八日付けの職員の俸給月額、初任給調整手当及び勤勉手当の額の改定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官報(号外)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十九年十一月十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三

附則
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二 ただし書中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

別表第三俸給月額の欄中「五八五、四〇〇円」を「五八五、八〇〇円」に、「五五四、七〇〇円」を「五五五、一〇〇円」に、「五一四、七〇〇円」を「五二五、一〇〇円」に、「四九三、一〇〇円」を「四九三、五〇〇円」に、「四六二、六〇〇円」を「四六三、〇〇〇円」に、「四三五、二〇〇円」を「四三五、六〇〇円」に、「三九九、九〇〇円」を「四〇〇、三〇〇円」に、「三六一、四〇〇円」を「三六一、八〇〇円」に、「三二五、六〇〇円」を「三一六、〇〇〇円」に、「三九四、四〇〇円」を「二九四、八〇〇円」に、「三七二、五〇〇円」を「二七一、九〇〇円」に、「二六三、四〇〇円」を「二六四、〇〇〇円」に改める。

八月八日付けの職員の給与の改定に關する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額及び勤勉手当等の額の改定を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は約百六十億円である。

右報告する。

平成二十九年十二月一日

衆議院議長 大島 理森殿

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二 ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴

第三十一条第三項第一号中「及び」を「並びに」に、「国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第百六十四号)附則第三項」を「及び第二十六項」に、「第八項を「第七項」に、「から第六条まで」を「第五条及び第六条」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第四項第一号中「まで及び」を「まで並びに」に改め、「第二十三項まで」の下に「及び第二十六項」を加え、同条第五項中「第一項から前項まで」を「前各項」に改める。

理由

民間における退職給付の支給の実情に鑑み、國家公務員の退職手当の額を引き下げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、民間における退職給付の支給の実情に鑑み、国家公務員の退職手当の額を引き下げるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 退職手当について、退職手当法本則の規定により計算した基本額に乘じる調整率を百分の八十七から百分の八十三・七に引き下げる。

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区	分	報酬月額
最高裁判所長官	一、〇一〇、〇〇〇円	一、〇六、〇〇〇円
最高裁判所判事	一、四六六、〇〇〇円	一、三〇一、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一、〇三五、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円
その他高等裁判所長官	一、〇三五、〇〇〇円	一、〇三五、〇〇〇円
内閣委員長 山際大志郎	九六五、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円
衆議院議長 大島 理森殿	八一八、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円
内閣総理大臣 安倍 晋三	六三四、〇〇〇円	五六四、〇〇〇円
右	五七四、〇〇〇円	五一六、〇〇〇円
平成二十九年十一月十七日	四二一、一〇〇円	三八七、四〇〇円
内閣総理大臣 安倍 晋三	三〇四、一〇〇円	三一九、二〇〇円
補	三〇四、一〇〇円	二八六、八〇〇円
判事	二七六、五〇〇円	二四五、一〇〇円
判	二四五、一〇〇円	二四五、一〇〇円
十二号	一一一、四〇〇円	一一一、四〇〇円
十一号	一四五、二〇〇円	一四五、二〇〇円
十号	一三八、五〇〇円	一三八、五〇〇円
九号	一一一、四〇〇円	一一一、四〇〇円
八号	一一一、四〇〇円	一一一、四〇〇円
七号	一一一、四〇〇円	一一一、四〇〇円
六号	一一一、四〇〇円	一一一、四〇〇円
五号	一一一、四〇〇円	一一一、四〇〇円
四号	一一一、四〇〇円	一一一、四〇〇円
三号	一一一、四〇〇円	一一一、四〇〇円
二号	一一一、四〇〇円	一一一、四〇〇円
一号	一一一、四〇〇円	一一一、四〇〇円

官 報 (号 外)

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	
																	八一八、〇〇〇円 七〇六、〇〇〇円 六三四、〇〇〇円 五七四、〇〇〇円 四三八、五〇〇円 四二一、一〇〇円 三八七、四〇〇円 三六四、五〇〇円 三四一、二〇〇円 三一九、二〇〇円 二八六、八〇〇円 二七六、五〇〇円 二五四、一〇〇円 二四五、二〇〇円 二三八、五〇〇円 二三一、四〇〇円

九年度の給与改定のため、俸給月額を若干年層に重点を置きながら引き上げることに伴い、判事補等の報酬月額についても、これに準じて引き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、平成二十九年四月一日に遡って適用することとしている。

平成二十九年十二月五日
衆議院議長 大島 理森殿 法務委員長 平口 洋
右 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
国会に提出する。
平成二十九年十一月十七日

本案は、一般的の政府職員の給与改定に伴い、
裁判官の報酬月額の改定を行おうとするもの
で、その措置は妥当なものと認め、これを可決
すべきものと議決した次第である。

三 経費

本案施行に伴う平成二十九年度の給与改定に
要する経費は、約二億円である。
右報告する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

施行期日等) .

(給与の内扱)

二十九年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百二十九号附則第三条の規定に基づいて支給された報酬を含

(同条の規定による報酬を含む。)の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、一般の政府職員について、平成二十二

事															事														
十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号			
一一一、一〇〇円	一一一、四〇〇円	一一一、五〇〇円	二四五、二〇〇円	二七八、五〇〇円	二八六、八〇〇円	二七六、五〇〇円	二〇四、一〇〇円	二五六、一〇〇円	二三八、五〇〇円	二三一、四〇〇円	二四五、二〇〇円	二七九、二〇〇円	三一九、二〇〇円	三四一、二〇〇円	三八七、四〇〇円	三六四、五〇〇円	三一九、二〇〇円	三〇四、一〇〇円	三六四、五〇〇円	三八七、四〇〇円	三一九、二〇〇円	三〇四、一〇〇円	二八六、八〇〇円	二七六、五〇〇円	二〇四、一〇〇円	二七九、二〇〇円	三一九、二〇〇円	三四一、二〇〇円	

一般的の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、一般の政府職員について、平成二十九年度の給与改定のため、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げることに伴い、九号以下の俸給を受ける検事等の俸給月額についても、これに準じて引き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、平成二十九年四月一日に遡って適用することとしている。

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸
給月額の改定を行う必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

理由

の給与(同条の規定による俸給及び地域手当を
含む。)の内払とみなす。

平成二十九年十二月五日
衆議院議長 大島 理森殿 法務委員長 平口 洋
競馬法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

本案施行に伴う平成二十九年度の給与改定に要する経費は、約一億六千万円である。
右報告する。

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

二 議案の可決理由
本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、
検察官の俸給月額の改定を行おうとするもの
で、その措置は妥当なものと認め、これを可決
すべきものと議決した次第である。

方競馬全国協会の行う業務に必要な資金の確保措
の状況に鑑み、地方競馬の振興等を図るため、地
方競馬主催者の厳しい事業収支
この法律は、公布の日から施行する。

官報(号外)

置の期限延長を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出)
に関する報告書**

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における地方競馬主催者の厳しい事業収支の状況に鑑み、地方競馬の振興等を図るため、地方競馬全国協会の行う業務に必要な資金の確保措置の期限延長を行うものであり、その内容は次のとおりである。

1 地方競馬全国協会の行う業務に必要な資金の確保措置の延長

(一) 地方競馬全国協会が行う競馬活性化計画

に基づく事業に対する補助業務等に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を畜産振興勘定から競馬活性化勘定に繰り入れることができる措置について、平成二十九年度までの期限を五年間延長し、平成三十四年度までとするこ

(二) 地方競馬全国協会が行う競馬活性化計画に基づく事業に対する補助業務、競走馬生産振興業務等に必要な経費の財源に充てるため、日本中央競馬会が特別振興資金から農林水産大臣の定める金額を地方競馬全国協会に交付する措置について、平成二十九事業年度まで(平成二十九年十二月三十一日まで)の期限を五年間延長し、平成三十四事業年度までとすること。

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

2 施行期日

二 議案の可決理由

本案は、近年における地方競馬主催者の厳しい事業収支の状況に鑑み、地方競馬の振興等を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十九年十二月五日

農林水産委員長 伊東 良孝

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

競馬法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

地方競馬は、長期にわたる売上額の減少により厳しい経営状況が続いているが、主催者が、地方競馬活性化事業等による活性化に取り組んだ結果、近年、全主催者の単年度収支が黒字化するなど経営改善がみられる状況となつた。しかしながら、収益金を構成元の地方公共団体へ配分することでできている主催者は、十四主催者中五主催者とどまつておらず、経営改善は道半ばの状況にある。また、競走馬生産は縮小傾向にあり、地方競馬の活性化に必要な質の高い競走馬の供給を確保するため、その生産振興を図る必要がある。

こうした状況を踏まえ、地方競馬がこれまで畜産振興や地域経済等に重要な役割を果たしてきたことに鑑み、更なる経営改善により地方競馬の振興を図る必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 地方競馬全国協会の行う業務に必要な資金の確保措置の五年間の延長を受け、計画的に地方競馬活性化事業及び競走馬生産振興事業を実施することにより地方競馬の経営状況を更に改善し、地方競馬が畜産の振興及び地方財政の改善に一層貢献できるよう指導すること。

また、強い競走馬づくりを推進し、馬産地の振興を図るため、地方発の有力馬を育成・活用する施設整備、人材育成への支援が行われるよう指導すること。

二 競馬の売上げの一部が畜産の振興、社会福祉事業の振興及び地方財政の改善に貢献していることにつき、国民一般の理解が一層深まるよう努めること。

三 競馬場の入場者数の増加は、競馬関連の雇用を創出するなど地域経済へ寄与することが見込まれるため、家族連れで入場しやすい親しみのある競馬場づくり、ファンサービスの向上、競馬場周辺の観光との連携等来場促進の取組がなされるよう指導すること。

四 本法に基づく資金確保措置による経営改善の効果を常に分析・検証し、その結果を公開するとともに、これに基づき、地方競馬の振興の在り方について必要な措置の検討を進めること。

右決議する。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十九年十一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のようにより改正する。

第十八条の二の二中「六月に支給する場合

においては百分の百二十一・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」とあ

るのは、「百分の百六十二・五」を「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」に改める。

第二十四条の二第二項中「十三万八百円」を「十三万八千八百円」に改める。

第二十五条第二項中「十一万三千三百円」を「十一万四千三百円」に改め、同条第三項中「六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百二十二・五」を「百分の百三十七・五」を「百分の百二十一・五」に改め、「百分の百六十二・五」との下に「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と加える。

第二十五条の二第二項中「十万元」を「十万元」に改め、同条第三項中「六月に支給する場合においては百分の百二十一・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」を「百分の百二十二・五」に改め、「百分の百六十二・五」との下に「百分の百三十七・五」と加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。
あるのは「百分の百六十七・五」と加える。

(外) 報 信

別表第一 自衛隊教官俸給表 第四条第一第五条関係)

職員の区分	号俸	俸給月額	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500
1	200	600	円	329	200	円	331	400	円	333	700	円	335	800	円	337	100	円	339	100	円	341	400	円	343	400	円	345	400	円	347	400	円	349	400	円	351	400	円	353	400	円	355	400	円	357	400	円	359	400	円	361	400	円	363	400	円	365	400	円	367	400	円	369	400	円	371	400	円	373	400	円	375	400	円	377	400	円	379	400	円	381	400	円	383	400	円	385	400	円	387	400	円	389	400	円	391	400	円	393	400	円	395	400	円	397	400	円	399	400	円	401	300	円	403	400	円	405	800	円	407	400	円	409	400	円	411	400	円	413	400	円	415	400	円	417	400	円	419	300	円	421	400	円	423	400	円	425	400	円	427	400	円	429	400	円	431	400	円	433	400	円	435	400	円	437	400	円	439	400	円	441	400	円	443	400	円	445	400	円	447	400	円	449	400	円	451	400	円	453	400	円	455	400	円	457	400	円	459	400	円	461	400	円	463	400	円	465	400	円	467	400	円	469	400	円	471	400	円	473	400	円	475	400	円	477	400	円	479	400	円	481																																																																																																																																																																																																																																																																															

官 報 (号 外)

平成二十九年十二月五日 衆議院会議録第七号 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書(別表第二)

八四

官報(号外)

47	512,400	477,400	450,000	421,800	361,200	331,500	310,300	308,900	302,500	302,300	295,000	280,800	280,800
48	512,900	478,200	451,600	423,800	363,000	333,600	312,200	310,700	304,300	304,100	296,800	282,000	282,000
49	513,200	478,300	453,200	425,800	364,700	335,600	314,000	312,400	305,900	305,800	298,400	283,000	283,000
50	513,700	479,500	454,400	427,000	366,600	337,600	315,900	314,200	307,700	307,600	300,100	284,200	284,200
51	514,200	480,200	455,600	428,200	368,500	339,600	317,800	316,000	309,500	309,400	301,800	285,400	285,400
52	514,700	480,900	456,800	429,400	370,400	341,600	319,700	317,800	311,300	311,200	303,500	286,600	286,600
53	515,000	481,500	458,100	430,400	372,100	343,400	321,500	319,600	313,100	313,000	305,100	287,700	287,700
54	515,400	482,100	459,300	431,300	373,800	345,300	323,400	321,400	314,900	314,700	306,700	289,100	289,100
55	515,800	482,700	460,500	432,200	375,600	347,300	325,300	323,200	316,700	316,400	308,400	290,500	290,500
56	516,200	483,300	461,700	433,100	377,400	349,300	327,300	325,000	318,500	318,100	310,100	291,900	291,900
57	516,700	484,000	462,800	434,100	378,900	351,100	329,200	326,600	320,000	319,600	311,600	293,200	293,200
58	517,200	484,600	463,700	435,100	380,200	352,800	331,100	328,500	321,300	321,400	313,200	294,600	294,600
59	517,700	485,200	464,600	436,100	380,600	354,200	330,600	328,400	325,600	323,200	314,800	296,000	296,000
60	518,200	485,800	465,500	437,100	384,500	356,200	334,900	332,300	325,400	325,000	316,400	297,400	297,400
61	518,700	486,400	466,500	437,900	386,200	358,000	336,800	334,300	327,900	326,600	317,900	298,600	298,600
62	519,200	486,900	467,100	438,700	388,000	359,700	338,700	336,200	328,900	328,300	319,400	299,900	299,900
63	519,700	487,400	467,700	439,500	389,300	361,400	340,600	338,100	330,800	330,900	320,900	301,500	301,500
64	520,200	487,900	468,300	440,300	391,600	363,100	342,500	340,100	332,800	331,800	322,400	302,500	302,500
65	520,700	488,400	468,900	440,900	393,200	364,600	344,400	341,700	334,400	333,500	323,800	303,600	303,600
66	521,200	488,900	469,400	441,700	394,800	366,300	346,200	343,300	336,000	335,000	325,200	304,700	304,700
67	521,700	489,400	469,900	442,500	396,400	368,000	348,000	345,000	337,700	336,600	326,600	305,800	305,800
68	522,200	489,900	470,400	443,300	398,000	369,800	349,800	346,700	339,400	338,200	328,000	307,000	307,000
69	522,700	490,400	471,400	444,000	399,600	371,300	351,700	348,100	340,800	339,700	329,300	308,000	308,000
70	523,200	490,900	471,900	444,800	400,900	373,300	353,900	349,900	342,500	341,400	330,700	308,800	308,800
71	523,700	491,400	472,400	445,600	402,200	374,800	354,900	351,700	344,200	343,100	332,100	309,600	309,600
72	524,200	491,900	472,400	446,400	403,500	376,600	356,600	353,500	345,900	344,800	333,500	310,400	310,400
73	524,700	492,400	472,900	447,000	404,700	378,200	358,200	355,900	347,600	346,300	334,900	311,100	311,100
74	525,200	492,900	473,400	447,800	405,700	380,900	359,900	356,900	349,300	348,100	336,300	317,700	317,700
75	525,700	493,400	473,900	448,600	407,100	381,800	361,600	358,700	351,000	349,900	337,700	319,100	319,100
76	526,200	493,900	474,400	449,400	408,300	383,600	363,300	360,500	352,700	351,700	331,700	319,100	319,100
77	526,700	494,400	474,900	450,000	409,300	385,400	365,000	362,200	354,500	353,300	340,500	324,000	324,000
78	527,200	494,900	475,400	450,700	410,400	387,100	366,700	363,900	356,200	354,900	342,000	323,100	323,100
79	527,700	495,400	475,900	451,400	411,500	388,100	368,400	365,600	357,900	356,500	343,500	323,500	323,500
80	528,200	496,400	476,400	452,100	412,600	390,500	370,100	367,300	359,600	358,100	345,000	324,000	324,000
81	528,700	496,900	476,900	453,300	414,600	392,000	371,800	368,900	361,100	359,800	346,300	327,700	327,700
82	529,200	497,400	477,400	453,900	415,200	393,500	373,600	370,400	362,700	361,200	349,100	329,100	329,100
83	529,700	497,900	478,400	454,500	416,000	395,000	375,400	371,900	364,300	362,600	349,000	329,500	329,500
84	530,200	498,400	478,400	456,000	396,500	376,200	373,400	365,900	356,900	354,000	330,500	305,500	305,500
85	530,700	498,900	478,900	455,000	416,600	398,100	378,800	374,800	367,300	365,500	351,800	326,000	326,000
86	531,200	499,400	479,400	455,600	417,400	399,400	380,400	376,200	368,700	366,800	353,100	328,400	328,400
87	531,700	499,900	479,900	456,200	418,200	400,700	382,000	377,600	370,100	368,100	354,400	335,700	335,700
88	532,200	500,400	460,000	456,800	419,000	402,000	383,600	379,000	371,500	369,400	356,700	338,000	338,000
89	532,700	500,900	477,200	457,200	419,700	403,100	385,000	380,400	372,900	370,700	356,900	337,700	337,700
90	533,200	501,400	477,700	457,700	420,600	404,300	386,500	381,900	374,400	372,300	358,100	339,300	339,300
91	533,700	501,900	478,200	458,200	421,500	405,500	388,000	383,400	375,900	373,900	359,300	340,500	340,500
92	534,200	502,400	478,700	458,700	422,400	406,700	389,500	384,900	377,400	375,500	360,500	341,500	341,500
93	534,700	502,900	479,200	459,200	423,100	407,900	391,100	386,400	378,800	376,900	361,600	342,800	342,800
94	535,200	503,400	479,700	459,700	423,900	408,100	392,600	388,100	380,400	379,900	364,000	344,000	344,000
95	535,700	503,900	480,200	459,700	424,700	409,700	394,100	389,800	382,000	379,900	365,200	345,200	345,200
96	536,200	504,400	480,700	459,700	425,500	410,600	395,600	391,500	383,500	383,500	371,400	351,400	351,400
97	536,700	504,900	481,200	460,100	411,500	397,000	393,000	385,300	375,900	373,900	361,400	346,400	346,400
98	537,200	504,900	481,700	461,200	412,400	398,400	394,300	386,400	376,900	374,900	361,400	347,400	347,400
99	537,700	505,400	482,200	462,700	413,300	399,800	395,600	387,900	378,900	376,900	363,400	348,400	348,400
100	538,200	505,400	482,700	462,700	414,200	402,000	396,900	396,900	388,200	388,200	378,900	363,500	363,500

官報(号外)

平成二十九年十一月四日 衆議院外議院第十一回 改善の趣旨等に關する指揮令 1 番付附文の指揮令及び回署印欄

八六

101		486,700	463,200	428,900	415,000	402,400	393,100	390,300	387,500	370,200
102		487,200	463,700	429,600	415,800	403,400	399,100	391,400	388,300	371,100
103		487,700	464,200	430,600	416,600	404,400	400,100	392,500	389,100	372,000
104		488,200	464,700	431,000	417,400	405,400	401,100	393,600	389,900	372,900
105		488,500	465,200	431,800	418,200	406,200	402,100	394,500	389,700	373,800
106		488,500	465,700	432,400	419,100	407,200	403,200	395,500	391,500	374,700
107		488,500	466,200	433,000	420,000	408,200	404,300	396,500	392,300	375,600
108		488,500	466,700	433,600	420,900	409,200	405,400	397,500	393,100	376,500
109		488,800	467,000	434,200	421,600	410,100	406,300	398,600	388,900	377,200
110		488,800	467,500	434,800	422,400	411,000	407,200	399,400	389,700	378,000
111		488,800	468,000	435,400	423,200	411,900	408,100	400,200	395,500	378,800
112		488,800	468,500	436,000	424,000	412,800	409,000	401,000	396,300	379,600
113		488,800	468,800	436,500	424,600	413,700	410,000	401,900	397,100	380,500
114		488,800	469,300	425,300	414,600	411,000	402,700	397,900	388,700	371,100
115		488,800	469,800	426,000	415,500	412,000	403,500	403,500	399,500	372,000
116		488,800	470,300	426,700	416,400	413,000	404,300	404,300	399,500	372,900
117		488,800	470,800	427,400	417,200	413,800	405,200	406,000	401,100	381,100
118		488,800	471,300	428,100	418,000	414,700	406,000	406,800	401,900	382,000
119		488,800	471,800	428,800	418,800	415,600	406,800	406,800	401,900	382,000
120		488,800	472,300	429,500	419,600	416,500	407,600	407,600	402,700	382,000
121		488,800	472,800	430,100	420,400	417,200	408,500	408,500	403,500	382,000
122		488,800	473,300	430,800	421,200	418,000	409,300	409,300	404,300	382,000
123		488,800	473,800	431,500	422,000	418,800	410,100	405,100	405,100	382,000
124		488,800	474,300	432,200	422,800	419,600	410,900	405,900	405,900	382,000
125		488,800	474,800	432,900	423,400	420,500	411,800	406,700	406,700	382,000
126		488,800	475,300	433,600	424,100	421,300	412,600	407,600	407,600	382,000
127		488,800	475,800	434,300	424,800	422,100	413,400	408,500	408,500	382,000
128		488,800	476,300	434,900	425,500	422,900	414,200	409,400	409,400	382,000
129		488,800	476,800	435,500	426,300	423,800	415,100	410,100	410,100	382,000
130		488,800	477,300	436,200	427,100	424,600	416,900	416,900	416,900	382,000
131		488,800	477,800	436,900	427,900	425,400	417,700	417,700	417,700	382,000
132		488,800	478,300	437,600	428,700	426,200	417,500	417,500	417,500	382,000
133		488,800	478,800	438,200	429,600	427,100	418,400	418,400	418,400	382,000
134		488,800	479,300	438,900	430,400	427,900	419,200	419,200	419,200	382,000
135		488,800	479,800	439,600	431,200	428,700	420,000	420,000	420,800	382,000
136		488,800	480,300	440,300	432,000	429,500	420,800	420,800	420,800	382,000
137		488,800	480,800	440,900	432,700	430,300	421,700	422,500	422,500	382,000
138		488,800	481,300	441,600	433,200	431,100	423,900	423,900	423,900	382,000
139		488,800	481,800	442,300	434,500	431,900	425,300	425,300	425,300	382,000
140		488,800	482,300	443,000	435,400	432,700	424,100	424,100	424,100	382,000
141		488,800	482,800	443,600	436,100	433,500	424,900	424,900	424,900	382,000
142		488,800	483,300	444,300	437,700	435,100	425,900	425,900	425,900	382,000
143		488,800	483,800	444,900	438,500	436,700	427,500	427,500	427,500	382,000
144		488,800	484,300	445,600	439,200	436,700	428,100	428,100	428,100	382,000
145		488,800	484,800	446,300	440,900	438,800	429,500	429,500	429,500	382,000
再任用員		—	—	505,600	462,200	447,200	392,200	353,700	336,000	304,900

備考(一) 統合幕僚長その他の政令で定める官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一欄に定める額の俸給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

官 報 (号外)

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一
部を次のように改正する。

第十八条の二の二中「第十九条の四第二項
中〔の下に〕「六月に支給する場合には」を加
え、「とあるのは「百分の百六十二・五」と、二
を「十二月に支給する場合には」に、「百分の
百六十七・五」を「百分の百六十五」に改め
る。

第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項
中「第十九条の四第二項中〔の下に〕「六月に支
給する場合には」を加え、「とあるのは「百分的
百六十二・五」と、「を「十二月に支給する場
合には」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百
六十五」に改める。

附則第五項から第八項までを削る。

附則第九項中「附則第五項において準用する」
を防衛省の職員の給与等に関する法律の一部
を改正する法律(平成二十九年法律第
号)第二条の規定による改正前の附則第五項において
準用する一般職の職員の給与に関する法律等
を改正する法律(平成二十九年法律第
号)第二条の規定による改正前の附則第六項において
「受ける」を「受けた」に改め、同項を附則第五項とし、附則第十項を附則第六項とする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、第二条及び附則第四条の規定は、平成三
十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛省の職員の
給与等に関する法律附則第三条において「新
法」という。の規定は、平成二十九年四月一日
から適用する。

(切替日における最高の号俸を超える俸給月額
の切替え)

第二条 平成二十九年四月一日(以下この条にお
いて「切替日」という。)の前日において防衛省の
給与に関する法律第八条第六項と、「人事院規
則」とあるのは「政令」と読み替えるものとす
る。

職員の給与等に関する法律(以下「法」という。)

第五条第四項又は第五項の規定による俸給月額
を受けていた職員の切替日における俸給月額
は、防衛省令で定める。

(給与の内払)

第三条 新法の規定を適用する場合においては、
法律第百三十五号。以下この条において「平成
二十六年改正法」という。附則第八条の規定に
基づいて支給された俸給を含む。)は、新法の規
定による給与(平成二十六年改正法附則第八条
の規定による俸給を含む。)の内払とみなす。

(平成三十年四月一日における号俸の調整)

第四条 一般職の職員の給与に関する法律等の一
部を改正する法律(平成二十九年法律第
号)第二条の規定による改正前の附則第六項において
準用する一般職の職員の給与に関する法律等
を改正する法律(平成二十九年法律第
号)第二条の規定による改正前の附則第六項において
「受ける」を「受けた」に改め、同項を附則第六項とする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、第二条及び附則第四条の規定は、平成三
十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛省の職員の
給与等に関する法律附則第三条において「新
法」という。の規定は、平成二十九年四月一日
から適用する。

(切替日における最高の号俸を超える俸給月額
の切替え)

第二条 平成二十九年四月一日(以下この条にお
いて「切替日」という。)の前日において防衛省の
給与に関する法律第八条第六項と、「人事院規
則」とあるのは「政令」と読み替えるものとす
る。

2 前項に定めるもののほか、平成三十年四月一
日において三十七歳に満たない医師又は歯科医
師である自衛官であつて法第五条第四項及び第
五項の規定の適用を受けるものの同日における

俸給月額が、一般職の職員の給与に関する法律
(昭和二十五年法律第九十五号別表第八イの適
用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均
衡を失すると認められるときは、同日における

当該俸給月額に同表の適用を受ける国家公務員
との均衡を考慮して政令で定める額をえた額
をその者の俸給月額とする。

国家公務員の育児休業等に関する法律(平成
三年法律第百九号)第二十七条第一項において
準用する同法第十三条第一項に規定する育児短
時間勤務職員に対する第一項において準用する
一般職給与改正法附則第三条第一項の規定の適
用については、同項中「とする」とあるのは、
「とするもの」とし、その者の俸給月額は、当該
号俸に応じた額に、その者の一週間当たりの通
常の勤務時間を自衛隊法(昭和二十九年法律第
百六十五号)第四十四条の五第一項に規定する
短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員
の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百
九号)第二十七条第一項において準用する同法
第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員
以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間と
して防衛省令で定めるもので除して得た数を乗
じて得た額とする。とする。

4 前項の規定は、国家公務員の育児休業等に
関する法律第二十七条第一項において準用する同
法第二十二条の規定による勤務をしている職員
及び同法第二十七条第一項において準用する同
法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤
務職員について準用する。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の
施行に必要な事項は、政令で定める。

一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の
俸給月額等を改定する必要がある。これが、この
法律案を提出する理由である。

理 由

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出)に関する報告
書

議案の目的及び要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防
衛省職員の俸給月額等を改定するものであり、
その主な内容は次のとおりである。

1 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給
月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当
の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学
生(以下「学生」という。)の学生手当の月額及
び陸上自衛隊高等工科学校の生徒(以下「生
徒」という。)の生徒手当の月額を一般職の国
家公務員の例に準じて改定すること。

2 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に
支給される平成二十九年十二月期の期末手当
の支給割合を百分の百六十七・五に引き上げ
ること。

3 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に
支給される平成三十年度以降の六月期及び十
二月期の期末手当の支給割合をそれぞれ百分
の百六十五とすること。

4 平成二十七年一月一日に抑制された昇給を
回復するため、平成三十年四月一日において
三十七歳に満たない職員の号俸を同日に一号
俸上位の号俸とすること。

5 この法律は、公布の日から施行し、1及び
2に関する規定は、平成二十九年四月一日か
ら適用すること。ただし、3及び4に関する
規定は、平成三十年四月一日から施行するこ
と。

二 議案の可決理由

本案は、防衛省の職員の給与等が一般職の國
家公務員の例に準じて改定する必要がある。これが、この
法律案を提出する理由である。

平成二十九年十二月五日 衆議院会議録第七号

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一
部を改正する法律案

家公務員の給与等との権衡を考慮して定められている実情等に鑑み、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う平成二十九年度の給与改定に要する経費は、約百三十七億円である。右報告する。

平成二十九年十二月五日

衆議院議長 大島 理森殿

安全保障委員長 寺田 稔

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を提出する。
平成二十九年十二月五日

提出者

議院運営委員長 古屋 圭司

別表第一(第三条関係)

		級	号給	給料月額
四三二一	九八七六五四三二一	二一	一一	三四三、九〇〇円 三六一、八〇〇円 三四七、〇〇〇円 四一七、〇〇〇円 四二七、〇〇〇円 四三七、〇〇〇円 四四七、〇〇〇円 四五七、〇〇〇円 四六七、〇〇〇円 四七七、〇〇〇円 四八三、七〇〇円 四九〇、四〇〇円 五一八、二〇〇円 五一九、一〇〇円 五二六、四〇〇円 五三三、七〇〇円
三	二	一	一一	

別表第一(第三条関係)

	級	号給	給料月額
三	一	一一	三〇七、一〇〇円 三一四、五〇〇円 三二一、八〇〇円 三三九、二〇〇円 三三六、六〇〇円
五四三二一	五四三二一	二二	三六四、〇〇〇円 三七二、二〇〇円 三八〇、三〇〇円 三八八、五〇〇円 三九三、九〇〇円
五	二	一一	

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「六月に支給するときは百分の八十五、十二月に支給するときは百分の九十五」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「六月に支給するときは百分の六十八、十二月に支給するときは百分の七十六」を「百分の五十七」に改め、同項第三号中「六月に支給するときは百分の五十一、十二月に支給するときは百分の五十七」に改め、同項第四号中「百分の二二十五・五」を「六月に支給するときは百分の二十八・五、十二月に支給するときは百分の二十九・五」に改める。

四月一日から適用する。
(給与の内扱)

3 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与(国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二百八号)以下この項において「平成二十六年改正法」という)附則第四項から第七項までの規定に基づいて支給された給与を含む)は、改正後の秘書給与法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第四項から第七項までの規定による給与を含む)の内扱とみなす。

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(次項において「改正後の秘書給与法」という。)の規定は、平成二十九年

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由